

及び子どもの人身売買にかかわっている組織は、他の犯罪組織のように活動を多様化させていることが考えられる。薬物、賭博、売春などである。薬物取引と人身売買の相互作用はUNDCP／ODCCPが将来の調査に関心をもつ領域で、人身売買組織、組織犯罪及びその他の犯罪市場との関係が調査の対象と考えられる。研究結果の基づいて、地域センターが小地域レベルで人身売買問題を現在進行中の国境をまたぐ活動に一体化させ、法の執行担当官に注意を促すこともありうる。

- 売られた女性や子どもを社会に再統合させるにも、犠牲者の間の薬物乱用問題を取り上げる必要がある。売られて売春をさせられていた多くの女性が薬物を使用してその場をしのぎ、他のグループがその作業能率を上げるために興奮剤を勧められていたことを示唆するエピソードめいた証拠がある。社会への再統合に関する社会及び保健要員は売られた人と薬物乱用問題の関係に気づいていないことが多い。そのため、UNDCPでは薬物乱用と人身売買の犠牲者との間の考えられるつながりについての認識を高める活動を促進して、リハビリ過程を成功させるようにしたい。上で述べたように、UNDCPとESCAPでは薬物需要を削減する要素をESCAPの子どもと若者に対する性的虐待と搾取撲滅プロジェクトに一体化させて、大メコン小地域に拡大しようとしている。またこれらの活動は帰国した人身売買の犠牲者をも対象とするよう連携できよう。

87である。1983年の国勢調査によると、識字率は71.3%である。

家族は血縁関係と婚姻で違いに結ばれた基礎的・社会的集団単位である。理想的にいえば、家庭はその成員に保護、友愛、安全、社会化を保証するものである。家政の長は父であるが、子どもを育てる主役は母親である。

ミャンマー社会では、伝統的、慣習的に女性が財布を握り、食事を作り、衣類を整え、子どもの世話をするのが当然と考えられている。子どもは男女を問わず、貴重な宝と見られている。

ミャンマー女性や少女は伝統によってだけでなく、法律のよってもよく保護されてきている。ミャンマー社会は不道徳なやり方で金を稼ぐのを歓迎しない。ところが、別の国にいい仕事の口があると持ちかける、身なりのいい人身売買業者の見かけは悪意のない、しかし偽りの約束のために、ミャンマー女性が隣国へ売買される事件が見られる。

ミャンマー代表団は1995年に北京で開催された第4回世界女性会議に出席した。

性的搾取を目的とした人身売買の分野におけるヨーロッパ協議会の仕事：課題と実績

ヨーロッパ協議会人権理事会

男女平等性的搾取のための人身売買に対する行動に関する多局間グループ書記官

ソフィー・ピケ

まず、この重要会議にヨーロッパ協議会をお招きいただき、主催者各位にお礼申し上げます。性的搾取のための人身売買に対する行動分野で私どもの仕事についてお話しさせていただきます。

ヨーロッパ協議会はフランスのストラスブールに根拠があり、明確に人権の要求をもつたヨーロッパ組織です。40ヶ国が構成員国で、そのうちの16ヶ国は中央及び東ヨーロッパの国々です。売られる人の出身国、通過国、目的国をまとめているので、ヨーロッパ協議会は当初よりこの問題に直接、ぶつかってきています。

人身売買は人権の中核にかかわるもので、1980年代後半からヨーロッパ協議会は女性の尊厳や高潔さ、移動の自由だけでなく、場合によっては生命の権利を侵す現象と闘うことに狙いをおいた活動にとっての本拠となっています。ヨーロッパ協議会の主たる任務が人権の擁護と促進にあるからです。

明らかに、個人に関する限り、人身売買は人権の基礎そのものに影響します。すなわち、あらゆる人間の平等の尊厳です。人権の本質そのものが、特に女性の人権が危殆に瀕しています。

社会レベルでは人身売買は奴隸制の現在版で、法の決まりや基本的な民主的価値を疑わせるものです。関係国にとって、人身売買は不安定の要素であり、移民政策を弱体化させ、ナショナリスト的感情や民族的緊張を激化させます。結局、ヨーロッパ大陸の民主的安全が脅かされているのです。

これは昨年10月に開催されたストラスブールサミットでヨーロッパ協議会の40の構成員国、政府の長が認めたことです。最終宣言の中で、女性の性的搾取と闘う決意が共同で表明されました。

したがって、人身売買と闘うのはすべての人の関心事であるわけです。国際社会は動きはじめました。ヨーロッパでは1989年まで犠牲者の大半が他の大陸（ラテンアメリカ、アフリカあるいはアジア）からでした。これらの国々から的人身売買は続いてますが、ベルリンの壁の崩壊後、中央及び東ヨーロッパ出身の女性の割合が3倍以上になっています。この分野で活動しているヨーロッパのNGOは、旧ソビエト（ロシア、ウクライナなどが主要な輸出国となっています）、ハンガリー、スロバキア、チェコ共和国、アルバニア、ブルガリアなどからの流入が大きいと報じています。

上に述べましたように、ヨーロッパ協議会は当初より活発に取り組んできていますし、1990年代初頭にセミナーを組織し、このテーマについて徹底した論議を立ち上げました。それ以来、多くのセミナー、会議、ワークショップを国内レベル、国際レベルの双方で組

織し、NGO、政府代表、議会及びその他からの専門家を集めて開催してきました。また、多くのプロジェクト、プログラムが立ち上げられ、実施されています。

しかし、過去10年間にこの分野でなされた仕事にもかかわらず、人身売買がいまも急速に増えていること、依然きわめて困難で厄介な現象であるという事実を直視しなければなりません。解決策を求めるることは容易ではありません。新しい傾向がいつも現れますし、実際、人身売買は射止めのがだんだんと困難になる「動く標的」となっています。

人身売買の問題を取り上げる際にいくつかの問題が生じてきます。ヨーロッパ協議会での私どもの経験では、解決すべき問題の数は困難さの数に等しい、ということです。人身売買の問題を特に複雑にしている、この問題のいくつかの特徴について明らかにしたいと思います。

ヨーロッパにおける人身売買：なすべき課題

- 最初の大きな問題は、確かにこの人身売買という現象の規模です。これは今年6月にNGOのためにヨーロッパ協議会が組織したセミナーの間の議論から出てきました。現代の人身売買が急増していますが、それから金額に関する限りこれは明らかです。例えば、年間70億米ドルがウクライナに出ています。ラトビアにはリガ市予算の3倍の金が流れます。人身売買は規模の大きい範疇であり、組織犯罪になっています。
- 現象の地理的に広い範囲であることも問題を複雑にしています。国際移住組織(IOM)の報告では、国際的な移住者数を世界でとらえた数が7,500万からおよそ1億3,000万に1965年から1995年にかけて増加しています。世界の移住者の絶対数は絶えず増えています。人身売買のルートが経済的に豊かでない国から豊かな国に向かっているとしても、人身売買は世界的な問題であり、国や国境をまたぐ世界的なビジネスになっています。
- かなりの国では現在の政治的、社会的、経済的事情から移住を奨励し、人身売買業者につけこまれる大きな機会を生み出しているように見えます。ウクライナを例に取りますと、6月にヨーロッパ協議会が組織したNGOセミナーに参加したウクライナのオンブズマンであるニナ・カプラチョバさんは「ウクライナの政治的、社会的、経済的危機が大量の失業を生み出している。現在、2,300万のうち、1,150万が仕事についているだけで、女性の失業の割合は80%になっている。女性が最初に解雇されている。最近の情報では、18歳から25歳の140万の女性が仕事がなく、いわゆる危険グループ、すなわち、性ビジネスの潜在的な犠牲者となっている。仲介業者の手を経て40万人の女性が海外へ働きに出かけ、10万人以上の女性が性ビジネスで搾取されている。主な国はドイツ、イスラエル、ベルギー、オランダ、トルコ、ギリシャ、スイス、オーストリア、イタリア、アメリカ、さらにはアフリカ、アラブ首長国連邦、中国となっている」と述べている。
- もう一つの困難は法的枠組みや救済策です。国内レベルでも国際レベルでも適切ではなく、このような現象と闘うのは十分な効果がないように見えます。ヨーロッパでは売春あるいは性市場との取り組みに見られるイデオロギーの相違が進歩を阻み、国際レベルで受け入れられる人身売買の定義がないことの説明になっています。はつき

りした法的な規定がなく、人身売買業者はこれらの法的な抜け道で動いているし、彼らに対する罰則は非常に手ぬるいのは一般的です。人身売買業者は既存の法を知悉していて、法の網をくぐりぬけることができるよう思われます。人身売買は明らかに犯罪ですが、犯人は罰せられることなく動き回っています。例えば、ドラッグにかかる取引形態と比較するといつそうそれが分かります。

- 最近、マスメディアが人身売買への関心を啓発しています。比較的新しい現象として、人身売買は新しいニュース価値があり、このところ人身売買を取り上げた多くのメディア報告が出されています。多くの西ヨーロッパサービスチャンネルはこの問題に関してドキュメンタリーを放送してきています。人身売買や性搾取に関する記事をヨーロッパ中の多くの新聞に見出すことができます。しかしながら、これは必ずしもプラスとは限りません。往々にして、人身売買の取り上げ方がかなりセンセーショナルだからです。人身売買の取材があまりにも、事例が特定の観点を提供する個人に焦点をおくことが多くなっています。一般に性搾取のストーリーが、特殊にはその商業的観点が十分に語られていません。たとえ、マスメディアが確実に人々の注意を喚起する重要な役割を担っているとしても、新聞を売るのに役立つニュース取材を求めて、犠牲者の権利がしばしば忘れられています。ある報告の中で、ヨーロッパ協議会犯罪問題委員会では次のように警告しました。

「しばしばマスメディアはこの種の問題では両刃の剣として機能する。センセーショナルな性・犯罪事件を解明することで、その問題が強調され、全体像があいまいになる傾向がある。時として、性的搾取の問題を明らかにし、問題に関する注意を喚起するのに役立つのがメディアであるけれども。しかし、同じそのメディアが子どもポルノグラフィーや売春に対する自由で、寛容な態度を大衆に浸透させているのが一般的である。あるいは性的満足を得ることのできる方法、手段（例えば、広告など）を提供しているのがメディアである。」

- 大事なことを一つ言い残しました。人身売買業者が現代のあらゆる技術を利用してゐる事に触れるのは、大切だと思います。インターネットのような情報技術です。児虐待者、ポルノ業者、組などに属する者と不埒な人間はできることをやるのはすべきなのです。インターネットは実質的に境界のない、あるいは仲介業者のいらない媒体ですので、インターネットを利用した不法あるいは有害な行為は危険が少ないとになります。仕事の紹介を装った人身売買、あるいは電子郵便を使用した結婚相談所、セックスツアー、いわゆる養子縁組機関を通しての子どもの人身売買、ポルノ写真や本の販売、リアルタイムで流れる「ビデオ会議」、電話ポルノグラフィー、売春婦のカタログなどはインターネットのためにとてつもなく大きくなつた現象の2、3の例です。

ヨーロッパ協議会の行動と役割

このような事実を考慮すると、人身売買に対する闘いは、眞の挑戦のように思われます。この課題を引き受けようとして、ヨーロッパ協議会の専門家は早い段階で、人身売買という世界的な問題に取り組むには多面的なアプローチが不可欠である、と了解しました。失

敗を避けるために、性的搾取のための人身売買との闘いは、いくつかの前線で行う必要があります。

私がいま申し上げた問題は社会の多くの分野が人身売買の問題に関与している、あるいは関心を持っていることを示しています。人権や女と男の平等、移住、国内及び国際法や法的協力、犯罪問題、社会政策、医療問題、マスメディアとかかわっています。問題の複雑さ、特にそれが直接、組織犯罪者ネットワークと結びついていること、労働市場、人身売買の防止や犠牲者を保護する社会的手段の必要性、警察官や判事の認識を高めること、さらにはその他社会的・経済的側面から多面的なアプローチが欠かせないことを明らかにしています。

しかし、さまざまな分野を結びつけることが必要ですが、多くのレベルで異なる種類の行動者を巻き込むことも必要であることも付け加えたいと思います。

国内レベルでは、関連の社会、司法、犯罪、行政、税関、入管当局だけでなく、NGOや関連組織の注意を促すべきです。メディアの専門家も認識を高める必要があります。

国の中には、適切な立法がまだないか、あるいは人身売買に適用されないところのあることも留意したいと思います。これに関して国内レベルでなされたすばらしい行動の例をご紹介いたしましょう。ウクライナは「生きた貨物」の主な輸出元の一つですが、人身売買を防止する立法基盤を持ちませんでした。4年間の作業の後、そして国内オンブズマンが取ったイニシアティブのおかげで、1998年に法が採択され、それにより人身売買やその他の関連犯罪が最高刑懲役15年で罰せられることになったのです。

二国間レベルでは、出身国、通過国及び目的国の国内当局やNGOの間の協力が奨励されるべきです。これは重要な次元です。時として、国境で起きる急な問題を二国間で対応することができるからです（例えば、オーストリアとスロバキアの、スロバキアとハンガリーの、ドイツとポーランドの、ロシアとノルウェーの国境など）。

次に国際レベルですが、ヨーロッパ協議会の役割について詳しくお話をしたいと思います。この協議会の仕事は多面的な、多パートナーシップ的アプローチに明らかに基づいています。狙いはすべての関連分野で、すべての行動者とともに働くことにあります。

1998年にヨーロッパ協議会が人身売買の分野で取った行動は、二つの要素からなっていました。最初の活動タイプは注意を喚起し、行動を目指すというものでした。このため、二つのセミナーが最近、ストラスブルで組織されました。

最初のものについてはすでに簡単に触れました。ここではNGOの役割に焦点が置かれ、本年6月に行われました。150名の参加者があり、40ヶ国以上からNGOの代表が集まりました。参加者はヨーロッパ協議会やその他の国際組織の専門家と草の根の経験を共有しました。セミナーではNGO、政府及びヨーロッパ協議会に向けた結論、勧告を採択し、一致した共同行動を取るよう主張しました（コピーがこの部屋においてあります）。

次はもっと最近ですが、9月の終わりにワークショップを開催、メディアにおける女性のイメージがどのようにして人身売買に影響を及ぼすことがありうるか検討しました。テレビ、ラジオ及び新聞のメディア専門家が約60名、ヨーロッパ中から集まりました。何よりもどうしたらセンセーショナルな取り上げ方を避け、ポルノグラフィーや売春の現象についてよりよい理解を生み出すか、その解決策が求められました。専門家はセックスツ

アーや売春宿を広告するインターネットサイトの使用の実態について明らかにしました。これは前に申し上げました通り、だんだんと注意を要する問題となっています。この新たな傾向と直面しなければならないので、ヨーロッパ協議会は人身売買問題への望ましくない影響を防ぐため、新しいテクノロジーの使用について指針を作成できなかつて検討しているところです。

終わりに、ヨーロッパ協議会が法的分野でも活発なことを強調したいと思います。専門家の多分野グループが現在、大臣委員会による構成員国向けの勧告草案にかかっています。繰り返しになりますが、このグループは多面性の原則を考慮しています。ヨーロッパ協議会のいろいろな委員会の専門家からなり、両性の平等、マスメディア、社会政策、人権、法的協力、犯罪問題、移住問題に通じた専門家のグループです。ヨーロッパ委員会の代表者がグループのすべての会合に参加し、密接な協力関係ができます。

このグループが作成している勧告草案は犠牲者への援助、その保護、注意喚起、情報、教育、防止、社会手段、帰国の権利と社会復帰、マスメディアなど多くの問題を焦点にしています。この正文が1999年のヨーロッパ協議会大臣委員会で採択されることを希望しています。十分な国際条約となっていますので、これは国内、国際レベルでなされる努力の調整行動を改善する基礎として使用して、人身売買と闘うことができると思います。この調整機能だけでなく、勧告正文はヨーロッパ協議会構成員国の意思決定者の意識を高めることにも使用さるべきものです。

グループの議論からだけでなく、NGOや他の団体との接触を通じて、重要な要素が現れました。それを共有したいのですが、国際組織がこの分野で果たすことのできる中心的な役割です。よく組織された犯罪組織に立ち向かうには、集団的な努力が必要です。彼らは最も現代的な手段で世界的なレベルで通信しているのです。人々の注意を促し、協力しあい、さらに調査活動がこの闘いの重要な道具、武器になります。ですから、有能な国際的な組織とNGOが協力し、共同行動を立ち上げることこそ、不可欠のことです。人身売買と闘うには、真の「連合」を作りださねばなりません。

直接、町で働くNGOはいまでもなく前線に立っています。その仕事はきわめて困難で、危険もあります。私が会ったストリートワーカーたちの話では、犯罪者ネットワーク全体の支援を受けている犯罪人や人身売買業者に法廷でさえ、脅されたことがあるそうです。ストリートワーカーの求める保護は警察が行うべきです。それが警察の主要な任務ですが、ストリートワーカーにはまた、全体として共同体によつても保護されてしかるべきです。

そのような訳で国際ネットワークを作り、国際的な人身売買の全体にわたる情報を収集し、提供し、さらに効果的な調査、意識涵養活動を行うことが重要なのです。国内のNGOも世界的な支援を必要とします。ですから、世界中の国際的な組織間の協力が不可欠ですし、この会議がこのような実践の完璧な例なのです。

国際協力の必要性についてヨーロッパ協議会では当然、考慮し、多くの交流がヨーロッパ連合、ユーロプール、インターポール、IOM、さらには既存の国際的ネットワークと

の間でなされています。協力のためのその他の提案も確かに検討されることと思います。現段階では、私どもの組織が一連の意識涵養セミナーを新しい構成員国で1999年に開催しようと考えていることをお伝えいたします。できるなら、他の国際的組織と直接協力を目論むことになります。

最後に次の点に触れます。恐らく推測されている通り、ヨーロッパ協議会はこの人身売買の問題に取り組んでほぼ10年になります。多くの段階、発展を経験してきました。今日では、人身売買は次第に政治的行動計画に取り上げられています。これは評価すべき結果です。しかし、ここで立ち止まるわけにはいきません。あらゆる必要な手段を講じて、人身売買という女性の人権に対する重大な侵害である現象と闘わねばなりません。世界レベルで諸々の組織がどう対応するのか、それが問題の前進に決定的な要因に確実になりうるといわねばなりません。



バングラデシュにおける人身売買

バングラデシュ
ジャンティ・サナル法務官

女性の人身売買

女性と少女の人身売買は現在、他のアジア諸国が多くと同じく、バングラデシュでは普通の現象であり、社会問題である。他より貧しい地域社会の女性には仕事や結婚の口がかかるので、人身売買ネットワークの仲介人と一緒に「自分から」行くような誘惑にあう。中産階級やそれ以下の階級に属する家庭の少女は学校や職場から誘拐されることが増えつつある。

地下ビジネスとしての人身売買は栄えていて、簡単に金になる機会となっている。人身売買業者は他国の同業者と強い同盟関係を有しているが、人身売買の動きは露呈することが多い。報告では女性や少女の人身売買が特に性的虐待や生体臓器提供のためになされることが明らかになっている。

女性や少女の人身売買はもつとも野蛮な暴力の一形態である。体全体金もうけのために売られた女性は非人間的な人生をおくる。このような暴力行為はどの分別ある人間にも想像もつかない。

傾向

仲介業者やエージェントは別の国への旅行する家族という形で女性や少女を売買する。インドとの4,222キロにわたる国境地方のどの検問所も人身売買のルートとして利用される。人身売買業者はクリグラム、ラルモニールハット、パンチャガール及びニルファマリにある135ヶ所の飛び領地（チトマバール）に常設の拠点を持っている。14の地方にある66ヶ所のパキスタン野営地が人身売買業者のための補給所となっている。これらのパキスタン人はパンジャブルートを利用して不法にパキスタンへ旅行し、女性や子どもをパキスタンへ連れていき、そこで売るのである。彼らのエージェントはどのバス、鉄道駅、汽艇ターミナルでも働いている。仕事や金をえさに誘惑する、盗む、ハイジャックすることは犠牲者を集める主な方法として利用される。

パキスタンからのある報告によると、100万以上の資格外滞在のバングラデシュ人がいるという。この数のかなりの部分が売られたバングラデシュ人と信じられている。人権・法的扶助弁護士の会（LHRLA）が1991年、1992年と1993年に行った調査によると、100人から150人のバングラデシュ人女性がパキスタンへ連れてこられ、少なくとも2,000人がパキスタンの刑務所やシェルターで惨めな思いで暮らしている。インドにはバングラデシュ人が30万人いて、売春、こじき、らくだ乗り、ハウスメイドとして中東で暮らすバ

ングラデシュ人はさらに多い。完全な徹底した調査を行えば人身売買業者に関する情報や人身売買に抗する方法も明らかになるだろうと思う。

インド中央社会福祉委員会が行った調査によると、インドにおける売春婦の2.7%がバングラデシュ人といわれている。SAARCとUNICEFの報告によると、インドには50万人に外国人売春婦がいてその2.7%はバングラデシュ人、2.6%がネパール人、0.7%が中国人（チベット）、0.3%がクウェート人と合計で外国人売春婦の6.3%を占める。インドの売春婦の総数は793万6509人で、そのうち、21万4286人（2.7%）の売春婦がバングラデシュ人である。街娼、歌手、踊り子、バーの女給、劇場や医療職員、独立の売春婦、コールガールは調査のインタビューは受けていないが、毎日増えている。

デリー、ムンバイの売春宿、カルカッタの6ヶ所の売春宿や他の首都圏の都市で働く売春婦の多くは、バードホーマン、プルリア、カルカッタ、ホーラ、ハグリー、ジャルパイグリ、メディニプール、マーシダバード、ナディア、パルガナの24ヶ所やその他の西ベンガルの場所で生まれたと述べている。しかし、実際にはこれら女性の大多数は調査で確認された、たまたまバングラデシュ人ということである。

売春業者と法律施行機関の間には書かれない関係がある。ネットワークは現地警察と結婚登録所の協力で可能になる。登録官が手配した偽装結婚のおかげで、いわゆる夫は金と交換に妻を密輸するのである。法律の抜け穴のために、女性の人身売買を防止するのは困難である。およそ2100人の女性がハダット令により拘禁されている。その犯罪の罰は石を投げつけられて死刑である。バングラデシュ政府は104人の女性が南アジアのいくつかの刑務所に拘禁され、法的な行動を取るための法的な書類を所持していないことを認めていた。政府のあまりの腰の重さが彼女たちの苦しみの元になっている。このような無力な女性たちを救おうと勇気ある行動に出たのはわずかな非政府系機関しかなかった。これらのバングラデシュ女性は、社会的な汚名、追放を恐れてバングラデシュへの帰国を望まない。

法律

女性及び子どもの人身売買を禁じ、懲戒的刑罰の特別法がバングラデシュにある。しかし、売られた女性や子どもの送出国の政府も受入国の政府の双方が国内法の厳格な施行を保証するのにより大きな役割を果たし、売られた女性や子どもをそれぞれの国へ送還する責任を取る必要がある。

法的手順

バングラデシュ刑法はいくどか修正され、犯罪防止のために効果的な方法での法の実施が目指された。この極悪犯罪に対する法的行動を取るために、以下の法が実施される。

- ・ 刑法1860
- ・ 子ども法1933（労働の保証）

1971年の解放後、女性と子どもの権利保護のために新しい時代が始まった。女性と子どもの虐待が増加していた。それで以下の法律が導入された。

- ・1983年の女性への残酷令（抑止罰則）。しかし、暴力の割合は減らなかった。

- 1995年7月16日、この残酷令は修正され、対女性・子どもも抑圧法（特別規定）1995が導入された。この特別法では懲戒的刑罰に関する暴力、強姦、人身売買、誘拐、新婦の持参金のやり取りに力点が置かれた。

この法の第7項は女性の人身売買と刑罰を扱っている。その中で、売春あるいは他の不法な、あるいは不道徳的な目的のために女性を利用しようとして金を払って借りる、あるいは雇用しようと女性を輸入するものはだれでも、終身刑かそれ以上の刑に処する。この法の第12項ではまた、いかなる個人でも子どもを非合法で輸出、輸入あるいは売却する、あるいは子どもを輸出、輸入あるいは売却のために手元においている場合には、死刑あるいは終身刑に処する。

この犯罪は最高に優先される、懲戒的刑罰であるけれども、法の施行機関はまったくやる気がなく、ごくわずかな事件しか提起されていない。人身売買の二つのケースでだけ、加害者が1995年令で有罪となり、終身刑を言い渡された。この法律はいくつかの抜け穴があり、そのためその改正が求められている。政府は次の議会会期中に改正することを決定した。

人身売買と闘うGO（政府系組織）及びNGO（非政府系組織）の役割

GOの役割

- 国境を含むさまざまな領域の法律施行機関は人身売買と闘う態勢となるべきである。
- 話題としての人身売買を公式、非公式の教育要綱に含めるべきである。
- 国内及び国際的な人身売買と闘う行政及び司法の下部構造の創造が必要である。
- 現実的かつ、適切な法を設けて子どもの人身売買を防止し、法違反者には厳しい刑罰をはっきりと分からせるべきである。
- 印刷及び電子メディアの双方を用いた、大掛かりで総合的なキャンペーン計画を設けるべきである。
- 政府機構は人身売買についてよく知り、それと闘うために日常の研修計画により意識を持つべきである。
- 人身売買の分野で働く活動家は強力なネットワークを有し、政府は警察の援助を得て彼らの安全を確保すべきである。

NGOの役割

- 反子どもの人身売買に関する総合的国内政策の作成

NGOは傷つきやすい年齢集団の子ども、その保護者、現場のワーカー、輸送労働者、結婚登録官、主唱者、教師、文化的ワーカーに対して、人身売買の問題について伝えるべきである。

- オーディオカセットや小冊子を含む教材の作成
- GOとNGOは協力し合うべきである。
- 抗議行動、会合、模擬裁判、人気のある、有名なアーティストの参加を得て、特に危険な区域での街角劇場の手配。GOとNGOによる組織化。

- ・ 積極的な方法で問題に取り組むために宗教機関での意識化活動
- ・ GOとNGOは子どもたちが薬物売買に利用されているので、子どもに対するその悪影響について傷つきやすい年齢集団の意識させるべきである。

結論

法律それ自体、女性と少女の人身売買を止める唯一の万能薬ではない。その実施と大衆レベルとの意識覚醒も必要である。近年、バングラデシュの女性組織が一生懸命、地域の組織に対してネットワークづくりを働きかけている。これはいかなる政治的論争も招かない問題である。だから、この点では法の施行と、より広い意識でもって公正な結果が得ることができるのである。女性に対する犯罪の増加を見て、私たちはこの問題が増大しつつある、バングラデシュにおける社会経済的、文化的、また政治的搾取と相互に関連していることを認識しなければならない。

人身売買の問題はGOだけでなく、NGOの作業計画に組み込まなければならない。社会経済的下部構造は人身売買を明らかにするために開発しなければならない。女性の人身売買は現代の奴隸制と呼ばれてきている。この取引きはいままでになく、世界に広がり、方法的になっている。この取引きを防止するには、国際的な援助は欠かせない。この犯罪の犠牲者がそれを防止する強力な源になりうることが判明している。この奴隸制形態と闘うには、一致した行動計画を世界レベルで持つ必要がある。政策と戦略を作り上げるための中心問題は女性犠牲者の権利を守り、これらの極悪犯罪の背後にいる犯罪者を起訴することである。

これはいかなる政治的論争をも招かない問題である。だから、法律の施行と大衆レベルでの意識の覚醒により、公正な結果を得ることができる。

われわれはこの点において、国連決議51/66号を完全に支持し、女性や少女を人身売買から守るために構成員国すべてによるその実施と遵守を促すものである。

女性の人身売買：新たな傾向、アプローチと行動

オローラ・ジャバテ・デ・ディオス

I 序

女性の人身売買に関するこの地域会議は、アジア地域にとってきわめて重要な時期に行われている。南東アジアに影響した経済危機は、結果的に男女を問わず、労働者の大量レイオフと経済的移動を引き起こした。過去10年にアジアが経験した驚くべき経済的奇跡は、一部はアジア経済の生産分野における女性の巨大な貢献の結果であった。労働者として、大抵のアジア諸国において女性が労働力の大半を占めている。特に、東アジア、南東アジアにおける輸出分野では圧倒的である（1995年のILO報告では、輸出加工地帯の労働力の80%）。同様に、女性が優位を占める食品加工、商売及び家内労働の非公式な分野において、彼女たちは経済的に活発である。移住労働者として、家族全体の生き残りに大いに貢献している。

現在の経済危機はアジアの大部分の地方における洪水、台風のような最近の自然災害によって拍車がかかり、女性の経済所得をひどく浸食し、その経済生活支援体制を危うくしている。このような状態のために、女性は余計、人身売買や売春を含む虐待、搾取の犠牲にされやすい。世界人権宣言50周年を前に、人権問題への認知が高まり、政府や市民社会では、人権乱用の原因となっている除去し難い要因を取り上げる、より高いレベルでのかかわり合いが生まれている。人身売買は国際的な関心及び懸念を引き起こしている、歴史的に最古の問題の一つであるが、依然として21世紀のもっとも執拗な、不穏な問題である。したがって、この会議は女性の人身売買問題と闘う上で、新しい傾向、アプローチ及び戦略に焦点を絞ったタイムリーなものとなっている。同じ努力でもそれが散発的な、ばらばらになされると、人身売買と関連する問題を効果的に解決も、ましてや撲滅しないことは明らかである。今までの努力を省み、より一体的な対応体制を創出する、その可能性を探る必要がある。

II 女性の人身売買に見る最近の傾向

女性と子どもの性売買の世界的ネットワークは、この問題に取り組んでいるメディアやNGOからの報告から見る限り、減少していない。これらの事例を体系的、持続的な、また標準化された文書化の様式がないので、どの程度の規模なのか、その見積もりは問題のままである。けれども、いくつかの傾向やパターンが人身売買のいくつかの重要な領域で確認されている：

- 1 売春と性的搾取を目的とする国内の人身売買は、積極的なツアーパッケージが増えており、現地での売春の需要が継続していることが一部理由となって、相変わらず起こっている。
- 2 国境を越える人身売買は南アジアやメコン地域の南東アジアの地方では、依然、絶えず人を悩ます問題である。国境をまたいで法を施行する、さらに監視することに効果がなく、適切さを欠いていることが多い。
- 3 非合法な人身売買業者にとって最高のリクルートの土壤となる都市、田舎の貧しい共同体からの少女の数が増えている。フィリピンにおける最近の台風や洪水のような自然災害だけでなく、アジアの多くの地方で生じている国内不安が女性及び子どもの人身売買につながる動因となっている。
- 4 ポルノ、売春及び結婚媒介のために技術を使用して女性や子どもを市場で売買することも増加している。女性と子どもの世界的性搾取に関する反人身売買連合の調査から、男性用のニュースグループやウェブサイトが「世界各国に関する総合的性関連情報」を売って活況を呈している。WWWには仮想の日用雑貨店である世界性ガイドを含んでおり、男性は7つの地域（アフリカ、アジア、オセアニア、ヨーロッパ、北アメリカ、中央アメリカ、カリビアン及び南アメリカ）の80ヶ国で女性や子どもを買うことができる。ウェブサイトはどこで売春婦を見つけることができるとか、ホテルの値段、タクシー料金、購入できる性行為やその価格を含めて、セックスツアーに関する詳細な情報を提供している。アジアで最も量的に多い取材地域はバンコックで、男性は多くのサービス、例えばマッサージ、ディスコ、エスコートサービス、日本クラブ、短時間ホテルサービスを受けることができ、それぞれ詳しい説明がついて情報が提供されている。女性と子どもの性的搾取に与えたインターネットの影響はきわめて大きい。女性や少女を調達するには今までになく、経済的で容易である。男性は皮膚の色や張り具合、男性への従順さに応じて、女性や子どもを完全に対象化し、分類することできる。男性はまた、セックスウェブサイトを利用して、自分の性体験や、女性や少女の売春婦とのサド・マゾ的な行為さえ、同じ女性を買った他の男性と比較できる。性の対象として女性を非人間的に扱うことは、想像しがたい水準にまで達している（ヒューズ、インターネットの利用、1～2頁、1997）。
- 5 伝統的な交換の形式として、交換条件つき協定や学生交換計画などがあるが、それが破廉恥な人身売買仲介人によって利用されていると注目を集めている（アテネオ・デ・マニラ、1998）。イギリス警察は4月以来、いろいろな国の交換訪問で虐待にさらされた若い人々の信憑性のある500事例を明らかにした（オタワ、サン、1998年10月13日）。現在では名前や住所と一緒に子どもの写真を自由にインターネットに掲載しないよう警告がでている。他の目的に利用されかねないからである。

6 大がかりな仕事はまだ、組織犯罪シンジケートが主として仕切っているが、各段階でちょっとずつ動く人が増えているし、それで人身売買の過程が進められている。人身売買業者の鎖を構成している友達、親戚、パートナーカップル、夫と妻のチームがある。これらのちょっととした商売人は共同体にとけ込んでいて、潜在的な犠牲者からは怪しまれることなく信頼されている。彼らは組織犯罪と共同体を結びつける不可欠な存在となっている（対女性人身売買フィリピンネットワーク、年次フォーラム、1998）。

7 リクルートの仕方は目的地国の変更について、タイとフィリピンにおける用意周到な法律の施行と両国間の協力が劇的に功を奏し、複数の子どもポルノ業者や人身売買ネットワークを起訴に持ち込んだ。その結果、多くの性観光業者は目的地をラテンアメリカ、カリビア海諸国及び太平洋の島々に変更している。

III 行動と反応

ここ5年は女性及び子どもの人身売買に対する認知が高まった時期である。女性と少女の人身売買に関する決議が5年前から継続的に、女性の地位委員会、人権委員会及び総会の議題になっていて、少なくともこの問題に対する継続的な関心を表している（フィリピンミッションリポート、1998）。この問題は北京行動綱領（1995）や世界人権会議（1993）で明白な形で取り上げられている。いくつかの地域及び国内レベルのイニシアティブも重要な活動やプロジェクトを生み出し、女性と少女の人身売買を取り上げている。南アジア地域委員会（SAARC）は女性の人身売買に関して考えられる地域条約を主導しているし、いくつかの国（ごく最近ではタイ）では女性の人身売買に対する法律を導入、他方、このような法律の準備を進めている国（フィリピンなど）もある。

この問題に最も活発に取り組んできているのは、問題の人権の次元や女性と子どもに対する影響を明らかにできたNGOと国際的な連合である。過去10年以上にわたって、多くの会議、シンポジウム、セミナー及びワークショップが開かれ、女性と少女の人身売買の除去しがたい原因、形態及び影響に対応する戦略を編み出してきた。対女性人身売買連合（CATW）とフィリピン反人身売買ネットワーク（PNATW）の過去2年にわたる特殊な経験から、長期に継続できる戦略を開発するため、いくつか有益な指針が明らかになった。反女性人身売買連合－アジア太平洋は国際的なネットワークで、中核となるグループがいくつかバングラデシュ、インド、フィリピン、インドネシア、日本、韓国、さらにアメリカ、ラテンアメリカ及びアフリカに設けられている。その注目すべき計画として挙げられるのは、防止教育キャンペーン（フィリピン）、AHURIDOCs－対女性暴力（フィリピン）、人身売買ウォッチネットワーク（バングラデシュ、インド、パキスタン及びネパール）、反軍売春キャンペーン（日本及び韓国）、生存者計画（フィリピン及びバングラデシュ）などである。他方、フィリピン反人身売買連合はNGOの連合体で、教育機関として政府機関－フィリピン女性の役割委員会－と協同で女性の人身売買という多元的な問題に取り組む2年計画を行ってきた。これはフィリピンとベルギー政府の最初の2国間プロジェクトで、公式開発援助計画から資金が出された。このプロジェクトは統合アプローチにより、

送出国、受入国の法的、社会文化的組織に対する2国間の調査、さらにはカウンセリング、予防教育及び共同体や官僚の研修を含む社会的・法的、保健援助パッケージなどが内容となつた。二つのネットワークの経験から得られたいくつかの戦略は、言及に値する。

- 1 統合的、全体的なアプローチを利用して、CATW並びにPNATAWでは問題の抱える複雑な次元に取り組んだ。対応策が人身売買の完全な周期、すなわち、原因から個人、社会レベル双方での影響と結果を考慮に入れなければならない、という前提からであった。このアプローチは重層性、連携性を要し、多彩な計画、サービス、方法論を利用して、専門性や専門知識を十二分に、しかし一つの統一・統合された方法で駆使するものである。このようなアプローチのおかげで、ごく限られた資源を用いて、同期的、相補的である全般的なサービスや計画の提供が可能となってくる。ネットワークはもっと大きいネットワークの部分として発言しているので、その影響はより大きくなる。同様に、このプロジェクトには、事件が起こればすぐに利用できる保健、カウンセリング、シェルター及び法的扶助というパッケージ一式が含まれている（PNATAW報告参照、1996-1998）。
- 2 持続する地域共同体とのパートナーシップを開発することー何年にもわたって、CATWでは女性と少女の人身売買の危険にあると見なす地域とのパートナーシップを確立する機会を持ってきている。その地域における前例、脆弱さレベル（自然災害、貧困水準などの結果として）、リクルート活動の有無に関する記録が基となっている。現地の環境や出来事に通じているNGOや政府を含めて地域共同体を拠点とする組織は、現実の、また潜在的な人身売買事例について地域社会の人々に情報を提供する、教育する、さらに注意を促す最善の位置にある。地域共同体とのパートナーシップは、どのように情報を広めるか、現地の事例をどのように文書化するか、そのための研修を通じて維持できる。地方の法律執行機関や法律・秩序協議会はこのような地方組織と協同して、すでにバングラデシュの国境地域に、さらに南部フィリピンのいくつかの地方に存在しているような人身売買ウォッチグループを結成できる。
- 3 売春及び女性の人身売買に対する法的枠組みを開発することーフィリピンでは、反人身売買法案が関連の政府機関からだけでなく、多くの分野からの反応を引き出している。法案は改善の最中で、まもなく、下院、ついで上院に上程されよう。バングラデシュとインドには既存の人身売買法があるが、その効果、適切性に関連して評価されているところである。しかし、法的戦略は法の施行が一国にのみ適用となり、越境する、また国際的な人身売買の事例に適用できないかも知れないという事実のために制限されてしまう。これがナイジェリアで起きた人身売買犠牲者の場合で、フィリピンとナイジェリア間に引き渡し協定がないために、容疑者をナイジェリアからフィリピンへ引き渡すことができなかつた。

大抵の国は子どもの売春や人身売買問題について成人の問題に対してより反応しているが、成人に売春や人身売買という性的搾取行為を処罰したがらない。

法的枠組みを開発することは人身売買に対する法的体制を強化すること仕事につながる。人身売買及び売春に関する1949年条約は、人身売買の規模、形態及び影響の面で途轍もない変化を反映して、最新のものにする必要があるという事実は別にして、施行及び監視のメカニズムがないために身動きがとれなくなっている。各国は有り余るほどのメカニズム及び会合場所を使用してこの問題を訴えることができるとしても、必要なのは国連レベルでの統一された国際的対応である（デ・ディオス、1997；ワシントン、1998）。ケーススタディや法的前例はこの人身売買問題をめぐる法的体制を築くために特に必要である。

4 かかわっている官僚の中にコアを創ること、政府組織や手続きを改善して人身売買犠牲者を支援することーいかなる反人身売買キャンペーンにおいても不可欠の要素は政府の第一線機関の活発な関与である。法律施行機関もそうで、女性と少女の人身売買と闘うには欠かすことができない。これらの官僚あるいは第一線の役人は調査、注意喚起、さらに潜在的な人身売買の状況を探し出すのに重要な役割を果たす。（犠牲者の）出国に先立つ一連の人身売買の動きのどの地点でも、彼らの役割は重要である。一ヶ所ですべてが間に合う救援センターは目につきやすいこと、アクセスできること、助けを求める人に親切であることが必要である。犠牲者が自分のケースを追求して行く際に無関心とか、お役所的な入り組んだ仕組みにぶつかり、無力感や被害者性を深化させ、その国の法的体制に対する信頼感のなさを悪化させることができるものが多い。

それだけでなく、このようなサービスには海外の大使館の業務に組み込まれている、強い現場の情報・支援センターが同時になければならない。ホスト国との効果的な連携取り決めがこのような支援を必ずや容易にするのである。

5 事例の文書化及び危険度の高い、重大地域の定期的監視ー標準的・方法的なデータ形式を開発して、規模、定義、概念、事例、中心人物及びルートを把握しなければならない。これは時がたてば、人身売買の事例を監視する際に必須事項である。CATWフィリピンはフィリピン全体の6つの異なる地方でこのプロジェクトを試験中で、2年以内にアジア版計画を立ち上げる予定となっている。体系的な文書化体制があれば、活動家が事例を追う、また法的な、また政治改革に向けての政策提言を行う際の助けとなるだろう。

6 フィリピンベルギーの反女性人身売買プロジェクトのような正式な開発援助の枠内で2国間のパートナーシップを奨励することーこの協定は送出国と受入国双方の開発努力に影響する、優先的な社会開発問題として人身売買を位置づけた。また、人身売買と闘うために諸国の期待された政治的関与の兆しを表している。しかし、協力の域はまだ

子ども売春の事例で見られる程に達していない。そこでは子どもの人身売買の場合には治外法権的裁判権を認めている。

7 生存者計画の開発－人身売買の犠牲者は受け身の観察者としてだけでなく、人身売買問題に社会をかかわらせる活発な仲介者として見なさなければならない。私どものすべて予防的な教育計画ははつきりと前面に出てきた生存者によって支えられ、その個人的な証言を通して性売買の仲介人が何をやっているのか、それについて地域社会の人々を啓蒙してきている。このようなキャンペーンにおける彼らの影響は計り知れない。

8 地域社会に根ざして研修やパートナーシップを補うための持続する教育、情報キャンペーン及びメディアの知名度－PNATWは国際移住組織（IOM）と調整してフィリピン国内に放送される定期ラジオ番組に加わっている。ドラマ形式で問題のディスカッションがついた一般的のやり方を利用している。この番組は実話が内容となっていて、ラジオの人気タレントが支援している。結果として、定期的なメディアの知名度や影響が確保されている。このプロジェクトでまだ開拓すべきは人身売買事件を記録、報道するメディア人間の研修である。一般の支持を得る、また問題を認識してもらうために彼らの協力を取り付けることである。

9 男性教育－どのような反人身売買キャンペーンも売春や人身売買問題の男性側の要求に取り組まないかぎり、長期にわたって効果を上げ得ないだろう。計画はまず、性的搾取や性売買を最小限にする、意識的、活発なエージェントとして再社会化することから始めなければならない。男性がこの商売の主な消費者だからである。ノーマ・ホータリングの指導の下、サンフランシスコの初犯者計画はほとんど手つかずのこの問題に取り組む。初犯者（性の消費者の意味）は売春の女性への影響に関する集中ディスカッションを、売春をくぐりぬけてきたその女性自身と行うのである。これは革命的アプローチとして歓迎されている。売春と人身売買を女性の問題として解明することを求め、性を要求する男性の前に、売春を目的とする人身売買と闘う課題をまともに提示するからである。この計画は総合サービスパッケージの一部で、女性が売春と人身売買のシステムから抜け出るのを援助するものである。サービスにはカウンセリング、集団療法、オールタナティブ生活様式や生計、総合健康計画などが含まれ、総合健康計画は心理的外傷、薬物及びアルコール乱用治療などが内容である。SAGE計画は最近、JFK人権及び政府革新計画賞を受けた。連合ではCATWの提携計画の中でこの計画の修正版を目指んでいる。

IV 地域戦略を開拓して、女性の人身売買に取り組む

人身売買の問題が政府や市民社会の真の完全な政治的コミットメントを求める状況と直面しているのは、火を見るより明らかである。いくつかの行動レベルを探り出し、開始する必要がある。

- 1 国内レベルの計画では政府とNGOの協力を強調し、地域社会に基づくイニシアティブに重点を置かねばならない。連携取り決めが最もコスト効果があり、効果的なアプローチであることが証明されている。
- 2 ASEAN、EUのような地域団体やその他の地域団体は、子どもと女性双方の売春や性的搾取を取り締まる条約や法制度を起草することを考慮すべきである。子どもと大人の売春の間に明瞭な境界設定をしたり分割することは、部分的な結果を生むだけである。男性の客は基本的に、売春システムの中で女性と子どもを同じ性搾取者だからである。問題は現在の人権問題並びに、ジェンダーの平等にマイナスに影響する開発問題の中で捉えなければならない。付言すれば、ジェンダーの平等はすべての国が政治的に関与していると思われる目標である。
- 3 モデル戦略の共有をめぐる二国間の、また多国間の協定や、より用意周到な法の施行はフィリピンの経験が示しているように、肯定的な結果を生む。生存者－大人と子どもの双方－に焦点を合わせて計画を継続的に開発し、改善して行かなくてはならない。事件の訴追中に適用する、ジェンダーや子どもに十分配慮した法的な方法を標準化する必要がある。売買された女性に人身売買業者、売春仲介人（ポン引き）及び略奪者への罪の責任をうまく負わせないようにする法体系を開発しなければならない。
- 4 いろいろな国でどのように定期的に事例を文書化したり、監視したりするかは、事例の報告や訴追を引き上げるために探らねばならない。

けれども、すべてこのような努力は各国の継続的な経済及び社会の安定性にかかっている。各国は女性やその家族の位置が定期的には経済危機によって不当に浸食されないよう、保証しなければならないのである。ジェンダーに応える、平等な社会に向かって、自国の経済及び政治生活に女性がもっと活発かつ、高度に参加して行くことが、この続いている人間悲劇をやめさせることになるだろう。

カンボジアからの報告

性的・その他搾取目的の女性及び子どもの人身売買

カンボジアにおける性的・その他搾取目的の女性及び子どもの人身売買をめぐる状況分析

カンボジアでは性的・その他搾取目的に売買された女性や子どもの数に関して総合的な国統計はない。1995年のユニセフの報告によると、直接性産業（すなわち、売春宿）で働く人の数は1万から1万5千人の間と見積もられている。直接、間接に性産業で働く人の数はそれ以来、劇的に減少している。人口サービス国際が最近明らかにした報告では、カンダル、カンポン・チャム及びプノン・ペンではこの産業で働く人の数を7,346人と記載されている（PSI、1998、1頁）。劇的な減少は1998年7月のアジア経済危機と1998年の総選挙が原因となったツーリスト、ビジネスマン及びその他の外国人訪問者の減少が影響しているように思われる。また、PSI研究では、性産業で働くベトナム人女性の数が思っていた程でなかったことが判明した。

売春婦の年齢はだんだん、若年化している。1992年10月、CWDAはCSWの最低年齢が18歳と報じた。この数字は15歳に下がった。1993年4月に行った次の調査で明らかになったのである。人権ウォッチでも1995年4月に調査を行い、売春婦の約30%が17歳以下で、最年少が12歳であることが分かった（ユニセフ、1995年、4頁より）。

すべてこれらの数字はすぐに入ることのできる、開放的に経営されている売春宿で集めたものである。ユニセフ報告は、もっと幼い子どもが人の目につかないところで、おそらく売春宿に閉じ込められているか、特別な逃げる恐れのない家に監禁されている可能性のあることを示唆している（同上、5頁）。これらの場所は秘密性が高いので調査が難しい。これらの売春宿にいる年のいかない売春婦は誘い込まれ、その意に反して性産業へ売られた少女たちと推測できる。

カンボジアにおける性的・その他搾取目的の女性及び子どもの人身売買の文脈分析

どのような家族タイプが幼い子どもを売春につかせることが多いのか、その数量的なデータは乏しい。しかし一般に信じられているのは、貧困と少女の身売りは密接に相互関連していることだ。計画省が最近実施した貧困アセスメントでは、田舎のカンボジア人口のおよそ半分が貧困線以下の生活をしている、と指摘している。カンボジア人口の大多数（約85%）が田舎に住んでいるのを考えると、これは大きな数字である。

これより早く、NGOの報告ではより貧しい地方の少女は人身売買の犠牲になりやすいという、一般的の意見が確認されている。例えば、使命のある若者（YMAM）はその1995年報告の中で、インタビューした子どもの性労働者の91.7%がカンポング・チャム、プレイ・ベング、カンダルあるいはバタンバンの出身である、と述べた。1995年のウォ

ッチの調査でも、インタビューした多くの売春婦がカンボング・チャム、バタンバン、スペイ・リエン、プレイ・ベン、カンダルあるいはタケオの出身である、と報じている。

売春婦の出身地を確かめる調査が行われていないので、貧困と人身売買の複雑な相互作用を正確に確認するのは難しい。しかし、一般的には極貧あるいは借金に追われている家庭は若い娘に、といわれる嘘の仕事の口にひつかかりやすい点はいえる。

カンボジアの田舎社会での母系的伝統も、若い娘たちに、できることは何でもやって家族のために働くのを義務と思わせている。多くの身売りされた売春婦たちは売春に誘い込まれたと主張しているが、親あるいは身近な親戚によってこの商売へ売られた、というのが事実に近いと思われている。長女がこの義務を強く感ずることが多い。一般に、彼女らが最初に学校に行かなくなり、それによって弟妹たち（多くは弟たち）が学校に通うことができる所以である。小乗仏教も少女たちが自分の低い運命を受け入れるを後押ししている。この宗教では男性が僧門に入り、功徳を積むことによって聖なる役割を演ずる。このような宗教的・文化的文脈では、女性の生は絶えざる闘い、あるいは苦難の生と見なされている。

女性及び子どもの人身売買問題に関して、大衆の意識の低いのがもう一つ問題である。人身売買の輪がカンボジア社会の最下位レベルまで深く浸透していると信じられている。多様なNGOの報告ではまた、売春の仲介人（ポン引き）、調達人や仲買人という形態を取る人身売買の輪が、警察やその他のカンボジア社会の権力機構を密接につながっているので、大衆の中でオープンにこの問題を論ずるのが困難になっている、と述べられている。

上に説明したように、これらすべての要因の複雑な相互作用のために、問題は依然として、悪循環をたどっている。カンボジア人の大多数が住むカンボジアの田舎でひろがっている人々の貧しさは、真剣な手が打たれない限り、潜在的により多くの少女が売春に身売りされる危険にさらされることを意味する。

問題への対応

今まで、犠牲者の直接的ニーズに応えるために次のような行動が取られてきた。

NGOレベル

- 多目的シェルター（母性及び法的支援、技能研修、社会サービス及び養育家庭の授産）
- 調査活動
- 調査への参加
- HIV予防活動。売春婦及び一般大衆が対象。
- アドボカシー

カンボジア王政府レベル

- 立法の採択
- 法の施行

- ・ カンボジア子ども協議会
- ・ 犯人引き渡し条約の国際交渉
- ・ 地方レベルでの女性センター経由のシェルターの提供
- ・ 犠牲者のための支援（代替技能研修、シェルター及びカウンセリング／照会）
- ・ HIV予防活動。売春婦及び一般大衆が対象。

効果から見た現在の計画の限界

既存の計画は名目上の結果を残した。しかし、これらの結果は計画の設計それ自体ではなく、大方は以下の示すようにカンボジア自体に特有と関連した特徴に依っている。

- ・ 低レベルの法施行
- ・ はびこる貧困
- ・ 低い大衆の意識
- ・ 資源、協同、調整の不十分さ

女性及び子どもの人身売買の防止に取組む中期及び長期活動に必要な活動

- ・ 法施行のレベルを高める
適切な法が一時採択されたが、その履行が妨げられている。次の手順は法施行のレベルを上げることである。警察、内務省、女性問題省、社会問題、労働及び退役兵省のような政府機関とNGOの双方が法施行のために一致した行動にあたる、モデルとなる地方を設ける必要があるかもしれない。強い主導権が知事局だけでなく、プロン・ペンのカンボジア王立政府にも求められよう。
- ・ 意識を涵養する戦略の採用
身売りされた女性の事例研究では親、親戚あるいは隣人のいずれかが売春婦として売春宿で働くことになると知りながら、彼女らを売ったことが明らかにされている。既存の調査はこの点について沈黙を守っている。地域社会に基づく意識化活動を計画、実施し、親たちに娘を売ってはいけない、と説得する必要がある。
このような意識化活動は少女たちの通学率を上げる同じような意識化活動を組み合わせてやることができる。ESCAP報告では、北部タイにおけるカムラキャンペーンが対象を少女だけでなく、親、教師や地域社会の指導者も巻き込んで、少女たちが売春に勧誘されるのをうまく妨げたことが示されている。HIVのような問題も漫画、本、小冊子、テレビスポット広告やラジオのようなIEC資料に組み込むべきである。
- ・ 貧困の軽減
上記のキャンペーンは貧困軽減キャンペーンと同時に実施する必要がある。人身売買の大抵の犠牲者は貧しい地方の出身であることが隠れた事実として証明されている。すぐに貧困削減計画を立案し、履行するために努力をする必要がある。一般的の意識を高めるキャンペーン、人権教育、地域共同体の動機付け並びに、基礎教育の質を強化するなど、この問題に焦点を合わせた要素を備えた計画の謂である。

- 協同／調整／ネットワークづくり

NGOや王立政府の活動は一致した行動プランにしたがって調整する必要がある。人的、財政的資源は行動プランによるニーズに合わせて割り当てる必要がある。国際及び地域のNGOとの協同は国境をまたぐ人身売買の抑圧や、共同調査／アドボカシー（政策提言）活動のために確実に必要である。

カンボジアからの報告

女性及び子どもの人身売買の状況分析、その問題と闘う政治的意志並びにCWCCの介入

カンボジア女性危機センター (CWCC)

I 問題の背景

カンボジアにおいて、女性と少女に対する最も広がった、苛酷な暴力の形態は、性的人身売買と性搾取である。カンボジアの売春宿を逃げ出してきたCWCCへの相談者は、国境越えの人身売買、誘拐、詐欺行為、ひどい虐待と奴隸のような状態について、悲惨な話を語る。彼女らの勇気ある話は悲劇的であり、このような話が毎日、カンボジアで、世界中で繰り返されるその規模から求められているのは、人々の注意と迅速な行動である。

歴史的にいえば、売春は1975年以前カンボジアで公然と行われていた。しかし、クメールルージュの大量虐殺と共産主義－社会主義政権の間の孤立の年月からカンボジアにおける売春のレベルは下がった。1991年、カンボジアは20年を超える戦争と闘いながら浮上しはじめた。この時期は国連カンボジア暫定行政機構 (UNTAC) の登場、国境管理の緩和、海外通貨の流入、観光旅行の増加、経済自由化、さらに悲劇的であるがカンボジアにおける性的人身売買と売春の爆発的成长が特徴となっていた。

1991年、2万人以上のUNTAC要員がカンボジアへ派遣され、パリ平和協定を監督し、1993年の選挙を組織することになった。1992年までに、研究者はプノンペンには同数の性労働者がいたと見積もっている。この数はUNTAC要員の出国後ほぼ半分に削減されたが、その数は急激に以前に水準に達した。1994年、保健担当官の概算ではプノンペンだけで1万7千人の女性と子どもが売春していた。性労働者の多数はクメール人で、約35%が外国人の性労働者で、それは主としてベトナム人と中国人、それにわずかにタイとフィリピンの女性と子どもであった。

II カンボジアにおける性的人身売買／搾取

1995年にカンボジア人権ウォッチが実施した調査では6千人以上の売春している女性、子どもがインタビューを受けた。そのうち、30.7%が17歳以下であった。若い性労働者が秘密にされていることが多いことを考えると、この数はもっと高いことさえあるかも知れない。1995年以来、だんだんと年のいかない女性が性取引で求められてきているが、最近の報告では8歳の子どもが売春宿で働いているのが判明している。この年のいかない少女への欲望は、社会の中で信じられている以下のことであおられることが多い。すなわ

ち、処女とのセックスが持つ回春力、さらには性労働者が若ければ若いほど、HIVビールスに感染することが少ないと間違った推論が火に油を注いでいる。

A カンボジア内外での人身売買

地域での女性及び子どもの人身売買はシンガポール、マレーシア及び中国を、さらに多いのがベトナムとタイを経由したルートを取る。登場するのは現地や海外の事業投資家、リクルータ、売春仲介人、旅行者、現地の客、売春宿の持ち主や経営者などだ。売り主は犠牲者が知っていることが多い。親、親戚、隣人、それに友人がこの性取引に実質的に貢献し、家族の成員や友人を性産業に売り込んでいく。

これはCWCCへの相談者の証言で確認されている。相談者の大多数は自分の信頼するあるいは知っている人に丸め込まれて、あるいは騙されて売春に売り飛ばされている。彼女たちは典型的に、仕事の口あるいは町へ出ることで誘い込まれた貧しい田舎の女性と子どもである。したがって彼女たちは田舎の地方から別の地方にある都市の中心へと売られるのが典型的となっている。自分の地方から離れると、その家族が追跡するのがきわめて困難になってしまふ。CWCCへの相談者のおよそ7%がプノンペンからプノンペンの売春宿に売られており、63%が田舎の地方から、残りの20%がベトナムから売られて来ている。

さらに、何千人のカンボジア人女性と子どもがタイ、マレーシア及び台湾に売春婦、家事労働者、建設労働者、農民、物乞いとして働くために売られている。国境警察長官は400人以上のカンボジア人がタイから、毎週強制送還される、と見積もっている。これらの不法移住者のおよそ半分が女性と子どもで、その大多数が騙されて、奴隸のような状態で強制的に働かされていた。人身売買業者はタイに行ってたくさん、金を稼げるからと彼女たち犠牲者に納得させる。このうまい話のために、案内とバンコックへの移動のために人身売買業者に100ドル以上払わなければならない。この旅行代金の支払いのために、田畠、家、農地、財産を売る。したがって、後でタイ当局に逮捕され、強制送還されると、戻っていくところがなく、ホームレスになってしまう。

CWCCはタイの拘留センターも訪問した。到着すると、カンボジア人で一杯の、少なくとも大型バス3台を目撃した。彼女たちは国境へ追いやられていくところだった。およそ半数が女性と子どもだった。バスに近づき、中の人々に話しかけるとタイでの生活について泣きながら語ってくれた。彼女たちはカンボジアに戻るのを喜んでいたが、国へ戻つてからどうやって切り抜けて生きていったらしいのか、わからなかった。

強制送還を待っている人たちとも話した。針金で仕切られた房に押し込められていた300人前後の女性と子どもがいた。地面にイワシのように寝ていた。女性の中には妊娠して出産さえした間も、このような状態に置かれた人もいた。食べ物が殆どなく、非衛生的な状態で暮らしていて、番兵に打たれることも時々だった。悲劇的なことに、多くの子ど

もはタイで親を失っていた。職場で親が逮捕されたからである。親はセンターに移動せられるまで子どもを取り戻すことができなかった。親子が非常に恐れていたのは、家族の居場所を突きとめることができないのでは、ということであった。また、子どもの中にはタイ人のビジネスや家庭で働くために、拘留センターから連れていかれたのもあったといううわさが出ていた。

CWCCはメディアキャンペーンを行い、カンボジア人にタイへの不法移住と人身売買の危険性について教育する計画を立てている。

B カンボジアの売春宿の状況

女性と子どもは50ドル～300ドル前後で売春宿の持ち主に売られる。きれいな処女の場合は、これより高い値段を要求する。売春宿の持ち主は彼女を買うために払った金額は彼女の「借金」になっている、という。しかし、売春宿の持ち主は彼女の借金を増やす方法を見つけるのが一般的である。例えば、病気になれば、治療費は「借金」に追加される。利子のつくことも多い。彼女たちは何ヶ所かの売春宿に売られ、その都度契約労働のサイクルが再開される。売春婦は持ち主を恐れているので、その計算術については滅多に質問しない。その女性あるいは子どもが売春宿の持ち主に価値がなくなれば、借金は大抵、全部支払われることになる。

売春宿に到着後、CWCCへの相談者は部屋に閉じ込められるのが通例だった。売春宿の客を取るのを拒否すると、支配人が彼女や子どもを態度の軟化するまで拷問にかけた。相談者の語ったところによると、ひどく打撲され、時には電線、棒きれ、水ポンプで殴られ、暗い部屋に食事なしで閉じこめられたこともあった。

このような打撲は売春宿に置かれている間続く。女性や子どもはセクシーな衣類の着用と笑みで客を売春宿に誘い込むよう、強制された。客が少ないと、彼女たちは非難され、打撃された。中には1日に5度打たれた例も報告されている。

女性あるいは子どもの1人が売春宿で最初に客を取る時、たいてい、ホテルへ連れていかれ、約300～600ドルで借り切られる。次の2週間、要求できる割合は20分間で10ドルと下がる。この初会を過ぎると、金額は客1人あたり、1ドルか2ドルに下がる。

CWCCへの相談者はすべて性取引に売られているので、自分たちが生み出した収益の取り分けはなかった。持ち主からは食べ物しか与えられなかった。客が少額のチップをくれることがよくあったが、彼女たちはそれで化粧品、クスリあるいは軽食を買うのに使った。

売春宿の持ち主の中には、この金さえ女性たちや子どもたちが取るのを許さず、取り上げ、自分のところから盗んだといって非難するのがいた。また中にはチップを借りるだけというのもいたが、その金を決して返しはしなかった。チップはまた、売春宿の持ち主の補償にも使用された。特定の客と20分以上過ごすと、彼女たちは超過時間分を持ち主に

払い戻さなければならなかったという。制限時間20分というのは、客と売春の女性あるいは子どもとの関係を期待はずれに終わらせるために設定されていた。

労働時間は厳しく、売春宿は24時間営業、さらに女性や子どもは朝9時から翌朝3時まで働くのがふつうだった。客の平均数は1日に5人から7人だった。特に魅力的な2人の性労働者は1日に客がいれば何人でも、ということであった。

病気や生理の間、客を取るよう強制されていた。避妊の必要性を知っていても、客はコンドームを付けるのを拒んだ。売春宿の客はコンドームを付けないでセックスするのを拒否されると、女性や子どもを殴る、あるいは持ち主にいうと脅した。なかで客が付けたコンドームは先端がざらざらした表面のタイプで、性労働者を傷つけるものだった。

客のひどい扱いだけでなく、女性や子どもの多くはインタビューを受けた際、売春宿の持ち主から繰り返し犯されたことを述べた。彼女たちはこのような虐待を最も自分を貶めると表現した。なぜなら、その虐待者と生きていかざるを得ないからであった。女性あるいは子どもが疲れ切った1日を終えても、自分の上にのしかかっている持ち主、その親戚あるいはガードマンから起こされることが往々だった。

日中、女性や子どもは鍵をかけられて閉じこめられていて、自由に売春宿を出て友達や家族を訪ねることはできなかった。仕返しが怖くて自分たちで、あるいは客と問題を話し合うことが殆どなかった。客のいない時には、掃除、料理をしたり、持ち主の衣類を洗濯したり、あるいはその子どもの世話をあたかった。この奴隸のような、非人間的状況は彼女たちの心身の健康に極端な犠牲を強いた。

C 心身の健康

売春宿にいる間、女性や子どもたちは打擲されてけがをすることが時々あった。打ち身やみみずばれだけでなく、ある女性は頭のまわりを売春宿の持ち主にレンガで打たれて、震盪を起こした。

処女の価値はより高いので、中には危険な手術を受けて処女膜再生を強いられることもある。女性や子どもの健康は大抵、無視され、性病をうつされて治療を受けるのはごくわずかであった。病気やけがをすると、売春宿の持ち主は街の売店でクスリを買って、彼女たちに与えるのがふつうだった。病気が重いと、看護婦か医者に来てもらうか、別の売春宿に彼女らを売ることもある。CWCCにやってくる女性の多くはSTD（性病）に罹っていて、症状の進んだものが多くて、ショッキングなことに、HIVビールス検査を受けた人のほぼ半分が陽性であった。

恐らくきわめて心配なのは、かといって驚くにあたらないことは、私どもへの相談者の多くが売春宿にいる間、一度ならず自殺をはかったという事実である。売春宿の壁に囲ま

れて過ごす毎日が無力に感じたと誰もがいっている。売春宿では夜、なかなか眠ることができます、殆ど毎日、悪夢に苦しんだ。彼女たちの夢は、井戸や泥穴にはまったり、建物から落ちたり、幽霊におそわれたり、殺害されたり、自殺をはかったり、打擲されたりであった。

売春宿から逃亡してからも女性や子どもは回数こそ減ったけれども、まだ悪夢に悩まされたという。日中の恐怖が打擲や強姦から家族、地域社会、そして以前の男友達から軽蔑されるのでは、という恐怖に変わった。殆どすべての女性、子どもが結婚を望んでいなかった。すでに処女を失い、自分は価値がないと感じたのが理由だった。家に戻りたかったけれども、自分の面目、名誉を失うのを、また売春していたことで差別されるのを心配していた。

III 性的搾取と闘う政治的意志、政策及び立法

カンボジアは女性と子どもの性的搾取と闘う法的義務を有する。カンボジア王国の憲法によると、「人身売買、売春による搾取、女性の評判に影響する猥褻（行為）は禁止する（第46条）」。カンボジアはまた、女性条約の調印国である。現在、カンボジアで特に性売買の問題に取り組むのに施行されている法律が二つある。最初の法律は1993年の選挙を組織した国連カンボジア暫定行政機構が起草した。このUNTAC法は新しい立法によって廃止されるまで効力を有する。この法律の第42条（3）では、「売春、あるいは性的搾取の目的でその本人の了承があっても、未成年者を調達、誘い込む、あるいはつれていく者は誰でも、2年から6年の懲役刑に処する」と明記している。1996年、カンボジア国会は特に人身売買に取り組む新しい法を通過させた。法律は「誘拐、人身売買及び搾取の禁止に関する法」といい、要するにこの人身売買法では人身売買あるいは売春のために誘い込んだ者は、15年から20年の刑に処される。売春仲介人、売春宿持ち主、売春からの利益を分け合った者、あるいは不埒なあるいは猥褻な行為をして者も懲役刑に処される。

今までのところ、これら二つの法のどちらもどの程度適用されて、女性や子どもの人身売買あるいは搾取した者を罰したのか、明らかではない。人身売買法の第6条では、この法の適用をめぐって詳細な運用内容を施行令で規定する、と明記している。裁判官の多くは、施行令が出されない限り、この法を利用できないと考えている。さらに、他の裁判官ではこのような法の存在さえ知っていないものもいる。今までのところ、人身売買法が使用されているのか、あるいは裁判官全員が法の複写を所持し、その目的を理解しているかどうかさえ、それらに関する十分な研究はない。

法について、あるいはその利用について知らないのは、裁判官に限ったことではない。警察官の多くは性的人身売買が法に反することを知らない。あるいは法があると知っているとしても、女性あるいは子どもを売る契約が法に反するとは理解していない。カンボジ

アでは内容がどうであれ、契約書は法と同じである。したがって、このようなケースに干渉しないこともありうる。もし売られた女性を支援すれば、警察が契約書を犯し、人身売買法に違反することを心配している。それ故、適切な法が存在して、この問題に取り組み始めたとしても、政府に政治的意志がなく、これらの法の存在について教育し、その施行を保証しないで来ている。

法の知識に関する問題はあるけれども、この領域で政府の行動の例はある。1997年11月、プノンペン市当局は警察に売春宿に手入れを行うよう命令した。明らかにされたその狙いは市から売春宿を一掃することであった。この手段は新たなものではない。過去において政府も警察に売春宿の手入れをさせている。売春宿を手入れするという政治的意志の一部は、町の目につく区域から売春宿を駆逐することであったかも知れない。同じ様なキャンペーンは通りからホームレスを追い出すためになされた。彼らは重要人物がプノンペニにやってくる前に検挙され、市から50キロの場所に連行された。このようなやり方は一時的に町の浄化に影響を与えるが、問題の抑制には殆どならない。

警察の手入れの間、積極的な展開がいくつか見られた。今までNGOはこの手入れの件で連絡を受けていなかったし、売春宿から追い出された女性の支援を行うことができなかつた。これが11月、12月の警察手入れの間に変化した。政府が警察の手入れに先立つて連絡を受けていなかったNGOに連絡をし始め、どれが最善策か、また警察の手入れが問題と闘う最善の選択なのかされ、話し合うようになった。

また、シェア・ソファラ副市長（プノン・ペニ）は適当なNGOとの会合を呼びかけ、手入れをどのように改善していくか、NGOと協力してどう仕事を進めるか、議論した。この会合で、彼はCWCCが制作した性売買に関するテレビスポットを見て、この問題に目覚め、意識的になった、と明言した。彼は1ヶ月で強制売春をすべて終わりにさせる、と強い調子で約束した。この会合にはさまざまな政府省庁、地方首長、警察官及びNGOから約60名が参加した。

副市長は地方指導者及び警察長官に警官や売春宿持ち主に対して性売買に関する研修を行い、強制売春の犠牲者たる子どもを救い、売春宿持ち主を逮捕し、直ちに容疑者を法廷に引き出し、売春婦を職業訓練につかせる、あるいはその家族のもとへ戻れるようにするよう指示した。市長も彼女たちが基本的な縫製技術を身につけたら衣服工場の仕事の口で支援することを約束した。

後の幾度かの会合の間、NGOと政府の役人たちは手入れに関連する問題について情報を分かち合った。NGOは警察のいろいろな事例について報告した。すなわち、留置している女性や子どもへの虐待、彼女たちから金品を取り上げる、私物をまとめるのを認めない、売春宿の持ち主を逮捕しない、賄賂をとって、一番きれいな女性を売春宿の持ち主へ

戻す、どこに女性や子どもたちが連行されたかを教える—結果的に売春宿の持ち主が彼女らを苦しめることになる—などであった。

警察は法について研修を受けたことがない、と明言した。彼らはまた、武装した男たちが売春宿を警備しているので、指示にしたがって売春宿の手入れをするのには重大な危険を伴うとも述べた。彼らはまた、女性を売春宿から出して、他の売春宿を手入れした際にそこでまた彼女らを見かけた時の徒労感にも触れた。誰が売春宿の持ち主か、正しく確認する問題もあった。適切な調査が事前になされていなかった。後で、検事たちは有罪にするに足る証拠がないと不満を述べた。売春宿から連れていかれた女性や子どもは、怖くて、あるいはすんで持ち主の身元確認をしたがらなかった。

定期的な手入れがおよそ2ヶ月続いた。頻繁ではないが今も手入れは行われている。売春宿の多くは別の場所へ追いやられたが、実際にどれくらいが営業をやめたのか決めるのは難しい。売春宿の何ヶ所かを新しい場所へ駆逐して、売春していた女性や子どもたちに手を差し伸べ（後略）。他には手入れには積極的な要素もあったことを指摘した。政府の反応や、NGOとの以前より開放的なコミュニケーションなどがある。

警察と軍がどの段階でも女性や子どもの現地での、また国境越えの人身売買を手助けしているという多くの報告がある。誘拐恐喝から、売春宿の所有や保護までしている。およそ月給が20ドルと低い軍や警察官には誘惑は大きい。この強力な警察と軍の存在も性労働者をおびえさせ、その境遇に甘んじさせてしまう。それはまた、個人などの努力を危険の多いものにしている。

積極的な行動をしてきた一つの領域がユニセフとの調整で、強制売春の犠牲者である子どもに向けてシェルターを作ったことであった。けれども、女性や子どもの性売買と搾取を防止し抑止する努力が不足している。

IV カンボジア女性危機センターの対応策

A 直接サービス

必要に応じた安全で、秘密を守るシェルター、カウンセリング、医療、保健教育、識字や生活技能訓練、職業技能及び仕事支援を含む。

B 再統合、本国送還及びフォローアップ

売春宿から逃げ出してから、あるいは救出されてから売春していた女性や子どもが故郷へ戻りたい場合には、CWCCのスタッフが連れ戻してくれるよう親あるいは親戚に連絡する。親戚が連れ戻したいと思っても、そのために出てくる手段のない場合には、CWCCのスタッフが家までの彼女らに同行する。大抵、3ヶ月間接触を保って彼女らの生活状態

を見て、村での既存の計画にどんどん行かせるなどして、地域社会で彼女らを支援する方法を探そうと試みることになる。秘密を守ることがこの計画ではわれわれの原則である。

C 監視及び法的扶助

CWCCは何百もの人身売買、家庭暴力及び強姦の事例を監視し、文章化している。犠牲者が法的扶助や社会的サービスを利用できるよう手助けしている。もっと重要なことは、われわれが警察や裁判所スタッフと十分な連携を取って、犠牲者とその家族の安全を確保し、容疑者を法廷に引き出すように努めていることである。今年、裁判では2件で勝訴した。最初の事件では売春仲介人が懲役3年の刑を受け、第2の事件ではある売春宿の持ち主が懲役10年の刑を言い渡された。さらに少しだが、裁判手続き中の事件がある。

D 調査

CWCCでは人身売買問題や犠牲者に対する、法施行担当官、裁判所スタッフの法的反応、態度及び行動について調査している。今月末までにはその結果を明らかにできると思われる。おおざっぱな結果からわかったのは、調査対象の60%が人身売買に対する既存の法について知らなかつたことである。われわれはこの調査が法的キャンペーンを含めて、次の行動計画を決めるのに、きわめて適切なツールになることを希望している。

E アドボカシー（政策提言）

昨年、CWCCでは都市での売春のために田舎の女性を人身売買する問題についてビデオやラジオ番組を作り、国内でテレビ放送を行った。ワークショップやセミナーも組織し、問題への意識化をはかった。政党にロビー活動を行い、選挙期間中、この問題を彼らの行動綱領に組み入れてもらうことにした。現在、タイで売春婦、物乞い、建設労働者、ポーターなどとして働くための女性及び子どもの人身売買に関するビデオを制作している。狙いは移住の決断をする前に、都市やタイでの危険、ごまかしを彼女らに知らせることである。

F 人身売買を含むVAW（対女性暴力）に関する地域共同体組織

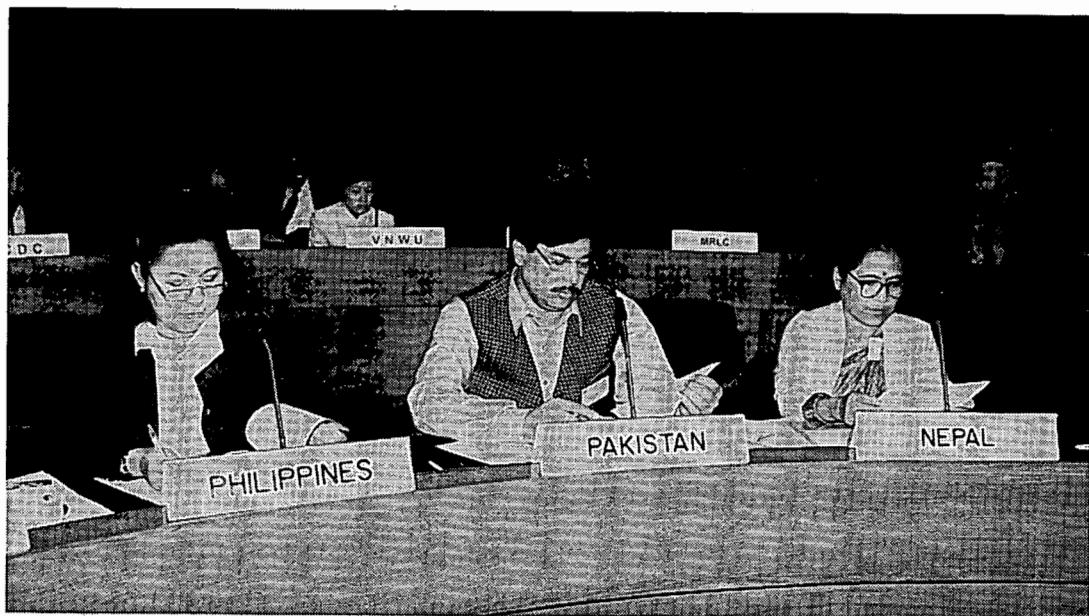
ユニセフからの資金提供を受けて、CWCCでは現在、人身売買を含む対女性暴力の問題について地域社会の関心を高め、それに反応するよう地域社会を組織するプロジェクトをもっている。われわれは地域社会だけがこの問題を効果的に、十分にかつ迅速に防止、投げかけ、そして反応できると信ずるものである。

V 結論

最後に、カンボジアでは一致した努力を行い、問題に取り組まなければならない。政治的意志は法律施行担当官や裁判官の研修、問題の総合的・長期的研究、情報発信の改善、共同対応策や情報照会、社会的ネットの強化、貧困をなくすための田舎の開発計画の確

立、保健教育、女性及び子どもの人身売買に対する現地及び国際的キャンペーンを含む戦略に向けられる必要がある。

しかし、これだけでは十分ではない。女性に対するあらゆる形態の暴力のように、性的搾取は男と女の間の権力の不平等な配分の表れである。グローバルに、ローカルにこの問題への解決策を考える際には、性的不平等と暴力の関係を考慮しなければならない。政府と地域社会は教育、医療、食料、シェルター、政治的・社会的参加及び雇用の機会を女性が同じく利用できるよう、努力しなければならない。ともにわれわれは働き、これらの目標を達成し、女性の権利が人権であるとの認識に達しなければならない。



中国からの報告

女性の人身売買に関する法律と厳しい取締りを強化する

女性の人身売買は重大な刑事上の犯罪である。人身売買は野蛮で無知で悪徳の社会現象であり、女性の人権の重大な侵害である。それは当該の個人だけでなく、その家族、さらに社会全体を傷つける。それ故、この犯罪を撲滅するのは世界各国の共通の任務である。

社会主義国として、中国の法律は女性が男性と同じ地位と尊厳を有することを保証している。人身売買に立ち向かうにあたって、中国政府は法律、行政及び教育の分野でさまざまな方法を用いて女性に対する差別の撤廃を果たし、それによって女性の権利が完全に保護されるよう、努めている。

1 中国における人身売買の展開と現況

歴史的に見ると、中華人民共和国が設立される前は人身売買は実際は大変、重大であった。1949年の新しい中国の建国後、中国政府の指導の下で警察が厳しい取締りを行い長期間、人身売買は発生しなかった。1970年代になると、貧しい村々や遠隔の地域でこの犯罪が再登場した。現在、人身売買は主として、中国の田舎地方に限られている。女性被害者の多くは中国南西部の貧しい山岳地帯や遠隔の村々に住む。彼女らの多くは強制的に買い主の妻となり、子どもを生む単なる道具とされている。

近年、人身売買業者の中には外国人と結託しているものがいる。彼らは中国外の辺境で若い女性を誘拐し、外国の売春組織に彼女たちを売る。例えば、タイの警察により救出され、その後同国の慈善組織により中国へ戻された中国女性が1995年と1996年で100人足らずあった。上海警察はマカオ警察と協力して、1997年8月に上海出身の6人の女性を救出した。彼女たちはマカオへ誘拐されていた。

2 女性の権利を擁護する立法の強化と法律の整備

長年、中国政府は女性の人権を擁護し、法的利益を改善するために関連立法の修正に専念してきている。1991年9月、中国人民大會議の常任委員会では「人身売買犯人の厳罰決議」を行った。1992年4月、第7回中国人民大會議の5日目の会議では「女性の権利と中国の利益を擁護する法」を出した。その中では「女性の人身売買や誘拐はこれを禁ずる。女性を買う、誘拐する、盗むことはこれを禁ずる。誘拐、さらわれた女性を救出するために手段を講ずるのは政府の責任である。何人も救出された女性を差別することをしてはならない。地方政府は彼女らの生活のために措置を講ずるものとする」と規

定されている。1997年3月、第8回中国人民大會議の5日目の会議中通過した新しい刑法では、多くの調整を行い、犯罪者の厳しい取締りのためにより厳しい刑罰規定を決めた。さらに、新しい刑法では「政府のあらゆるレベルで責任をもって誘拐、あるいはさらわれた女性と子どもを救出する。売られた女性あるいは子どもを救出しようとする国家機関の公務員を妨害したものは誰でも、3年以下の定期刑、拘留、監察処分あるいは罰金刑とする」。

3 女性の人身売買に対する中国の行動

中国政府は女性の人身売買犯罪を厳しく取り締まるために多くの注意を払ってきている。国家協議会の指導の下、地方政府は多くの業績をあげてきた。

A 「女性に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」の完成後、中国は女性の権利の擁護に関する規則をいろいろな方法で実現した。ここ10年の間、人身売買の厳しい取締りのために5つの会議が組織された。中国中央政府が音頭を取ったものである。中国の指導者はまた、人身売買の厳しい取締りについていくつか重要な指示を出している。1995年、中国政府は「中国女性の1995-2000開発アウトライン」を出し、女性の救済に使用するために資金を割り当てた。

B 警察も活発に動き、女性の人身売買犯罪との闘いを開始した。この犯罪が特に重大である、傷つきやすい区域で1992年から1996年にかけて3つの特別闘争活動を立ち上げた。何千人の警察官がこれらの活動に参加し、女性を救出し、容疑者を逮捕し、多くの大きな事件を一掃した。その結果、記録された事件数はここ6年間に減少（1992年以来）した。こうして、この種の犯罪事件の増加は効果的に抑えられている。

C 人身売買の拠点を撲滅するために、中国政府はまた、経済の振興をはかり、中国のさまざまな地域における経済格差を減らそうと努力している。開放、改革後、中国政府は積極的に経済の振興をはかけてきている。1978年から1995年まで、中国や世界における貧困層の割合は25%から5%に減少した。

D 中国政府はまた、法の周知方にも力を注ぎ、法によって自分をどうしたら守ることができるか、女性の教育に努めている。こうして、次第に多くの人々が展示会、小冊子の配布や街頭相談を通して、啓蒙されている。1995年5月、公共保安省、全中国女性連盟及び国連子ども基金は「女性と子どものを擁護する法律」に関する研修を組織した。中国全土から40名以上の警察官が参加した。

4 女性の犠牲者の社会復帰援助

警察女性連盟、市民局及び司法局は密接な調整を行いながら女性犠牲者の救出や故郷へ戻す活動をしている。地方政府は女性犠牲者の再統合をはかり、別の収入の道を探す。

中国代表は今回の会議で出席できる機会をいただき、たいそう光栄に思っております。この会議は女性の法的権利の擁護や女性に対する暴力を厳しく取り締まるための協力において、活発な役割を果たすと信じられているからです。この会議のおかげで、国境越えの女性人身売買に関するコミュニケーションが進むでしょうし、アジア太平洋地域での調整が強化されるでしょう。中国はどの国も国境を越える女性人身売買の情報や調査の手がかりだけでなく、法や政策を交換して効果的な取締りが行えるようにしたいと提案いたします。中国は他の諸国と協力し、女性の権利擁護や文明の促進のためになされる努力の輪に加わりたく存じます。



インドネシアからの報告

女性の人身売買－インドネシアにおけるその実際と政策、法

1 序

第4回世界女性会議で採択された北京行動計画に基づいて、女性の人身売買問題はインドネシア共和国女性役割省作業グループ打ち合わせ事項のテーマの一つになっている。

世界的な金融危機はインドネシア人民、とりわけ女性と子どもに多くの苦難をもたらした。多くの産業の金融損失のために失業が増え、そのしわ寄せは女性と少女に最も襲いかかった。その結果、商品として子ども、少女、女性を利用したさまざまな犯罪が出現した。女性の人身売買も例外ではない。

女性の人身売買犯罪は存在するけれども、まだ表面に浮かんで来てはいない。

18歳以下の少女114人を人身売買しようとして、警察にうまくおさえられたケースがあった。これらの少女はバタム地域でいい仕事の口があると騙され、売春婦として強制的に働かされるところだった。

「郵便注文花嫁」のような他に多くの問題があり、女性の人身売買犯罪と思われるのもある。しかし、それが犯罪と証明できないので、政府には人身売買事件として扱う権限がない。

2 女性の人身売買の実際

女性の人身売買の問題はインドネシアで殆ど知られていない問題である。女性移住者のいろいろな問題には、政府やNGOからの反応が見られるが、われわれの知る限り、女性の人身売買あるいは売春につながる問題は出ていないように思われる。

しかし、1990年代から西カリマンタンから多くの女性が台湾市民の妻として台湾へ移住した。これらの女性は「郵便注文花嫁」がもっぱらで、代理人の手で選ばれたのであった。夫となるべき人が一緒にいないまま、彼女たちは「結婚」と登録され、台湾の市民権取得後台湾へ移住したのだった。

これらの女性にとって、それが家族の貧困を軽減する一つの方法だった。それにもかかわらず、このような結婚で築き上げられた、相互に満足する関係が多く、このような「女性の取引」を制限あるいはコントロールするのは間違っていることも考えられることにも

留意しておきたい。しかし、毎年、この種の「結婚」の数が増えているので、女性の売買になりかねないので、この問題を知り、真剣に注意を向けるべきである。

この地域自体では村出身の少女／女性に都会や他の場所で仕事の口を約束して騙し、それから売春婦として強制的に働かせるという仕方はかなり広まっている。

NGOは危機センターを通じて、犠牲者の支援、保護に積極的にあたってきている。女性役割省はその調整機関という機能にしたがって、アドボカシー（政策提言）を行い、女性の法的保護に関連して他の部局や機関及びNGOと調整をはかってきている。これは同省の法的作業グループが担当している。

同省では対女性暴力及び女性の人身売買の問題と克服、解決すべく次のような計画を作成した。

- 1) 女性を精神的に支援し、その自信を強化する社会キャンペーン。特に若い女性と少女が目標。
- 2) 犯罪の犠牲者となった女性／少女にアドボカシーや保護にあたる。
- 3) 対女性犯罪に関する事実調査共同チームを設立する。女性の人身売買の実際を含める。
- 4) 女性の人身問題に関する法的計画を評価し、議論するための法的作業グループを開発する。
- 5) 女性の人身売買及び対女性暴力に関する法案の作成。

3 政策と法

女性の人身売買は秘密の事件と見られているので、目下のところ、それに関する政策や取締規則はないよう見える。

以前、刑法—オランダ植民地主義の継続—では「白人奴隸制」に関する問題について規定があったが、刑法の更新とともに廃棄されている。

現在、インドネシア刑法では人身売買問題を特には効果的ではない詐欺及び誘拐に関する条文がいまでも利用されている。

4 結論

人身売買はインドネシアではいまでも「秘密の問題」である。売春に関連した多くの問題が「女性の取引」につながることが考えられる。「郵便注文」花嫁の問題も含まれるが、いずれにしてもこれらの問題にはより統制がなされるべきである。

第4回世界女性会議で北京行動計画が採択されてから、インドネシアでは人身売買に関する問題に多大の注意を払ってきている。

この問題に関する政策や新しい取締規則が現在、論議中で、起案が計画されている。

実際、女性役割省は事件解決に際してコーディネーターとして、他の部局／機関、NGOと協同してアドボカシーを行い、人身売買を含む暴力の犠牲者となった女性の保護にあたっている。

精神的支援のための社会キャンペーン、女性の自信を強化することも一つの方法であるが、これが活発に実施されている。女性役割省がリーフレットの配布やマスメディアを利用して展開している。

国際レベルではこの問題は犯人引き渡し犯罪の一部としてとらえられるべきである。



ミャンマーからの報告

社会福祉救済再定住省
ミント・ティエン

序

ミャンマー連邦は東南アジアに位置し、東部は中国、ラオス及びタイと、西部はインドとバングラデシュと国境を接している。東南アジア最大の国で、人口は概算で1995年～1997年で4,557万となっている。1995年～1996年に83万人増加し、成長率が1.84%である。前述の総人口のうち、男が2,263万、あるいは49.66%、女が2,294万、あるいは50.34%をか数える。出生率は3.5、人口成長率は1.87である。1983年の国勢調査によると、識字率は71.3%である。

家族は血縁関係と婚姻で互いに結ばれた基礎的・社会的集団単位である。理想的にいえば、家庭はその成員に保護、友愛、安全、社会化を保証するものである。家政の長は父であるが、子どもを育てる主役は母親である。

ミャンマー社会では、伝統的、慣習的に女性が財布を握り、食事を作り、衣類を整え、子どもの世話をするのが当然と考えられている。子どもは男女を問わず、貴重な宝と見られている。

ミャンマー女性や少女は伝統によってだけでなく、法律のよってもよく保護されてきている。ミャンマー社会は不道徳なやり方で金を稼ぐのを歓迎しない。ところが、別の国にいい仕事の口があると持ちかける、身なりのいい人身売買業者の見かけは悪意のない、しかし偽りの約束のために、ミャンマー女性が隣国へ売買される事件が見られる。

ミャンマー代表団は1995年に北京で開催された第4回世界女性会議に出席した。ミャンマー政府は北京行動綱領を採択し、会議の計画についてその政治的、経済的及び社会的目的にしたがって実施することを約束している。また、社会開発における女性の役割の持つ重要性も認識している。ミャンマーは平和で、現代的な、発達した国づくりに努力しているので、国内機関、すなわち女性問題委員会の設置が社会及び国の発展における女性の参加をさらに高めることになろう。

人身売買された女性の保護

売春婦を搾取して利益を得た者、ポン引き（売春仲介人）に科される厳しい刑罰があり、強力に法律を施行する慣行がある（懲役10年と罰金）。ミャンマーではあらゆる形態の性的搾取や虐待に対する法的保護には以下が含まれる：

- a 1949年売春禁止法 ミャンマーでは売春それ自体は非合法ではない。しかし、公けに勧誘（誘惑）することはそれにあたる。女性に売春を強制する、あるいは売春を唆すこと、売春宿を経営することは非合法である。勧誘に関する規定で刑に処せられた女性に医療を施すことはあるが、この法には売春婦の病気の管理に関する規定、例えば免許制の規定はない。
- b 1993年子ども法は子どもを搾取、虐待、身売りから保護する、また子どもの健康や幸福を保証する多くの規定が含まれている。残っている問題はこの法律の規定を実行する規約、規則のことかも知れない。
- c 1860年刑法 さまざまな規定が未成年の少女の調達、海外からの少女の輸入、売春目的で未成年者を売買することなど、子どもに対する犯罪にふれている。

1949年売春禁止法で逮捕された女性には、社会福祉救済定住省によって職業訓練校が4ヶ所ある。18歳以上の女性には別に2ヶ所、女性開発センターが開設されている。ボランティア組織では更生のために全国に6ヶ所女性センターを開設した。AFXB（フランシスコ・ザビエル・バグード協会）は創造的な更生プランを立ち上げたが、それは若い女性の個人的な抱負、彼女たちの能力、健康状態や経済的現実に基づいたプランである。犠牲者のための特別更生チームには保健局や社会福祉局、ミャンマー警察、入管及び人口局の職員が含まれている。犠牲者は社会への再統合に先立ち、医療、カウンセリングサービス、社会支援が提供されている。

女性の人身売買の防止

女性の人身売買の防止策にはGO、NGOとの協力を得た意識化計画、職業訓練活動、収入確保、非公式教育及びHIV／エイズ防止がある。

社会福祉局は各州、各地方区で家庭科学研修コースを実施するが、その狙いは若い女性や少女が収入を得る仕事ができ、家政の知識を身につけ、家族の世話をできるようにすることにある。

情報省は若い女性や少女が本、ジャーナルその他の刊行物を読める図書館を設立した。社会問題、宗教、健康、スポーツなどの情報を得させ、彼女たちの道徳的・身体的発達によい影響を与えるためである。

移民人口省も合法的な移住女性が特別委員会で審査し、人身売買の犠牲者となるのを防止する策を始めている。東部のシャン州では地域司令官が最近、25歳以下で国境を越えてタイに旅行する女性に制限を課した。人身売買防止が狙いである。16歳から25歳の間の少女、女性は国境を越えることができないが、法的後見人が同行する場合はこの限り

ではない。しかし、この種の策は効果が制限されている。国境が長く穴だらけで、見つからずに人々は越境できるからである。

ミャンマー政府はHIV／エイズとの闘いを最優先させている。ミャンマー保健委員会の指導の下、HIV／エイズ防止・コントロール活動が重大な国民の問題として実施されている。この問題に多分野からアプローチして取り組むことの重要性を認識して、ミャンマーエイズ委員会が保健省の肝いりで1989年に結成された。いろいろな省やNGOから高レベルの意思決定者が委員会に加わっている。人身売買の危険にある女性や少女はHIV／エイズに脅かされているので、保健省は国境地帯に特に焦点をおいてHIV対策を行っている。

ミャンマー女性問題作業委員会は5つの州と地方区でアドボカシー（政策提言）会議を成功裏に開催した。各州、各地方区ではいろいろな地域での実施とは別に、焦点となる重要な地域も選んだ。

子どもの権利に関する州と地方区委員会の監督、指導を受けて、ミャンマー警察は子ども法、刑法や特別法により子どもの人身売買や虐待に対して行動している。国境領域を優先させ、売春宿や人身売買を禁止、関係者を逮捕し、彼らに法による最高刑を科している。意識化のための会合では子どもの虐待、放置、及び人身売買などのテーマで州や地方区の委員会で開催された。参加者はNGOや現地の住民であった。

ミャンマー母子福祉協会は地方NGOで、防止活動に関与して以下の活動を行っている。

- 学校に行けない少女に奨学金を出して、正式の教育につく機会を保証する。
- 少女や女性に職業訓練（大抵、縫製、ジュースジャム製造、クッキーづくり）を行う。
- 収入の道を確保するため、女性に少額の貸付を行う。

同協会はこうして貧困を減らし、収入の道を確保することで人身売買と闘う試みを行っている。会員は草の根レベルまでいて女性や家庭のHIV／エイズ教育にもかかわっている。ミャンマー赤十字協会及び連合連帯開発協会もこの種の教育では活発な役割を果たしている。

ミャンマー女性起業家協会は市場で普段、売り歩いている女性や、商店主の間の無尽グループ向けに貸付計画にかかわっている。AFXBは国際NGOで、HIV／エイズ感染者のいる家族の子どもたちだけでなく、ストリートチルドレン、放置された子ども（貧しい単身母親、未亡人あるいは離婚者の子ども）、働く子どもに食事を出す保護計画を実施している。

更生活動

社会福祉局は少女のために訓練校2校、成人女性のために職業訓練校4校を設立した。子ども法による世話、扶養を要する少女－子どもは少女訓練校に入学し、教育、職業及び社会的更生訓練を受けて、社会への再統合に備える。

これら機関の目的は若い孤児、生活の術を持たない少年少女の社会的、知的、身体的発達を促すことで、それにより国の尊敬に値する、有用な市民として地域社会へ再統合させることである。

1949年売春禁止法で逮捕された女性には、ヤンゴン、マンダレー、マイク、キーネトンの4ヶ所に成人女性職業訓練校が設置されている。女性たちは職業訓練、保健カウンセリング及びガイダンスを受ける。

防止策として家庭科学研修コースがディケア教師用に州、地方区レベルで実施されている。ヤンゴンの社会福祉訓練学校でも行われている。

1992年、タイで強制的に売春させられていた95人の女性が救出され、ミャンマーへ送還された。これらの女性は医療、カウンセリングを受け、また社会的に、仕事の面でも復帰できた。

AFXB（フランシスコ・ザビエル・バグード協会）により創造的な更生プランが作られた。それは若い女性の個人的な抱負、彼女たちの能力、健康状態や経済的現実に基づいたプランである。総合的アプローチとして以下を含んでいる。

- 受益者の活発な関与
- 個人的事情の考慮と個々のフォローアップの保証
- エイズ相談チーム、保健局及び医師団と設立された協力・照会システム

戦略的対応策として以下が含まれている。

- ケース、グループ及びコミュニティーワーク
- 積極的な自己概念高揚
- 肯定的、社会スキル訓練
- 教育、職業ガイダンス
- 収入確保活動
- 職業訓練
- 教育
- 職業紹介
- 結婚カウンセリング
- 医療照会
- 監視と評価
- フォローアップ

受益者の多くはもう売春にかかわっていないし、情緒的に安定し、肯定的になっている。タイから戻ったこれらの女性や少女たちの再統合活動は進行中である。

このアプローチでは当該女性あるいは少女の仕事の面での社会再統合だけでなく、家族環境も考慮される、まったく独特のもので、貧乏の中でも貧乏な人々に向けられている。

結論

性的搾取のための人身売買やどのような形態の虐待、放置も特別法や規定で禁止されている。子育てや女性、子どもの保護の慣習、さらにミャンマーの既存法の強力な施行のため、女性及び子どもの人身売買は他の開発途上国の比較して、ミャンマーの重大な問題となっていない。タイで性的虐待を受け、売春を強要されていた95人の女性のうち、さらにタイから送還された24人の女性と少女のうち、2人だけが少女、子どもであることが判明した。

ミャンマー政府は1993年子ども法に基づき、子どもの生き残り、発達、参加及び保護のための手段を講ずることを優先させている。政府系、非政府系並びに個人からなっているミャンマー女性問題委員会でも脆弱な子ども、幼い少女及び女性向けにさまざまな防止・保護策を実施している。

国際レベルではミャンマー政府は1949年人身売買売春搾取等禁止条約に調印したが、批准あるいは加盟していない。しかし、ミャンマーは1997年のあらゆる形態の女性に対する差別撤廃条約（CEDAW）の加盟国となっている。

人権委員会は1998年3月の54会期で「女性及び子どもの人身売買」と題する決議（1998／30）を採択した。その中で送出国、通過国、受入国だけでなく、国際的、地域の組織が第4回世界女性会議における人身売買に関する行動計画の実施を求めている。ミャンマーはこの決議の共同提案国であった。

ミャンマーにおける子どもの人身売買に関して、ミャンマー子どもの権利委員会の指導の下、保護及び更生策がミャンマー警察局、入管局、保健局、社会福祉局、教育局によってとられている。

ネパールからの報告

商業的性搾取目的の女性及び子ども人身売買問題

アーミラ・ボジビュア・シュレスター

序

ネパールは 147,181 キロ平方メートルの陸地に囲まれた国である。国土は幅 120~240 キロメートル、長さ 900 キロメートルの、ほぼ長方形をしている。三方（東・西・南）をインドに接した無統制の自由な国境をもち、インドと中国の間に位置する。

この狭い地域の中に、様々な地形をもち、世界各地で見られる変化に富んだ植物や動物がいる。ネパール国民のほとんどの人は、自給農業である。全人口 18,491,000 人のうち、女性の人口は 51 パーセントを占めており、多くの面で女性は、男性住民と比べて貧しく権利も少ない。

状況分析

商業的性搾取や、その他の目的の女性と子どもの密売買は、ネパールでは深刻な問題である。また、人身売買は、国内での密売買、及びネパールから他の国への売買が行われている。ネパールの子ども、主に小高い田園地帯出身の少女たちが、子ども労働や商業的性搾取目的に、インド及びネパールの都市部に密売買されている。また、こうした人身売買は、ホンコン、タイ、中東といった世界のその他の場所に向けても行われている。

商業的性搾取目的の、女性及び子どもの人身売買に関する信頼できる資料が不足している。しかし、毎年、平均 5,000 名~7,000 人のネパールの女性や子どもが、商業的性搾取目的で、インドに売買されていると推定される。

結婚という手段で、または強制的な誘拐という手段で、また、都会でのよい仕事が得られるとか、魅力的な生活が得られるよい機会だというような偽りの約束を使って、子どもたちは、自分たちの生まれた場所から、人身売買されることが多い。

頭金を持ってきたり、あるいは、子どもが仕事で十分経済的な見返りがあると約束することで、人身の密売人が両親をそそのかすことがよくある。人身の密売人は、ほとんど邪魔されることなく売買を行っている。彼らは、ブローカーを通じて、目的国の街の媒介人と繋がっている。

村から連れてこられた少女たちの多くは、自分たちを密売買した人たちが、こっそりと去っていってしまい、自分たちは見知らぬ人に監禁されている、という恐ろしい実情を知ることになるまで、自分たちがどこに連れていかれるのか知らないのである。

道徳心や精神が壊れるまで、脅したり、叩いたり、またレイプをも行使する；そして、ついには、こうした監禁者の命令で、セックスの相手の客にセックスをするほどまでに、

従順な子どもになるのである。

被害地及び社会

ネパールのほとんどすべての子どもたちは、そうした犯罪の標的になりうるのである。特に、小高い丘の田園地帯出身の少女たちは、無知であるが故ばかりか、彼女たちの社会経済環境と政治情勢の理由から、非常に騙されやすいのである。ネパールの19の地区は、人身売買発生の高い場所とみなされており、5つの地区が、主な密輸地区とみなされている。他の社会に比べて、こうした人身売買がしやすい地区があることが分かっている。

一因となる要

社会集団には、その集団の構造上の欠陥だけではなく、性搾取のための子どもの人身売買問題の一因をなす、引く力の要素と押す力の要素が加わる。ネパールでは、国にいたるところで、まさに国民の大多数が、季節の出稼ぎの肉体労働によって、都会で働いて補足しながら、自給農業で生計を立てなければならない。そのような田園地帯における、現在にいたるまで、ずっと存在している貧困という窮地（ジレンマ）が、この問題にはつきものなのである。

村の搾取的な社会情勢が更に、この問題を深刻化している。都市部には、失業と不完全就業を含む大きな問題がある。子どもの密売買は、こうした現実の顕在化した、数多くの問題の中の、重大なもの一つである。

人身売買と性搾取問題は、現金で、すべてが解決できる最近の社会経済システムの発展により、現金資金の深刻な欠乏ばかりでなく、貨幣取り引きの不足している、ネパールの田園地帯のどこででも急増を続けている。その上、消費主義と近代的な生活スタイルという、増大する圧力が強力な引く力の要素として働いているのである。

人権及び子どもの権利や公民意識についての無教育、教育の欠如が、この社会問題に対しての、その他の主な一因となる要素である。被害者たちの無学や、本来の無知であることが、この問題の一因をなすことを助長しているのである。

英国政府が基本教育への利用を開発するために努力をしてきたにもかかわらず、子ども密売買や商業的性搾取に狙われやすい、貧困で困っている社会集団や少数民族の人々のニーズに対応できるまでには、未だになっていないのである。

子ども人身売買に狙われやすい少数民族の人々の中の多くは、家庭内の不和や家族の生活費の減少が、子ども人身売買や商業的性搾取への一因となっている。これらに加えて、年間の人口増加と現在の多産、性の偏見及び子ども密売買や商業的性搾取への関連が、考慮されなければならない。

女性や子どもが置かれている下層社会的身分が、この問題の要素の一因となっている。多くの人々を、特に女性は、彼女たちの宿命（カルマ）の結果として、こうした低い身分であると、誤解されているのである。

宿命的価値の問題として、バデのような半召使い的セックス労働者として、ある社会的カースト制度／集団と呼ぶ社会的習慣がつけ加えられる。同様に、デューク制度という慣習が、売春と同義語となってきた。

デューキというのは、非常に古い制度で、子どもの両親あるいは、経済的に恵まれない家族から代償として子どもをもらった。その他の者たちによって、神をなだめるために、普通は御利益を高めるために、寺院の神のしもべの番人として、非常に幼い少女が、神にささげられるのである。

少女は、他の習慣から隔離され、それから、（宗教的理由による）独身生活を過ごすことを余儀なくされることになるのである。ネパールの極西には数多くのデューキがいて、その大多数は、活動的で無防備なセックス労働者へと、あからさまにも身を転じてゆくのである。

子どもの人身売買と子どもの性搾取に対する立法制度は、存在しているが、法を施行するための効果的な機関は未だに存在していない。半地域的／地域的／国際的水準で、この問題を解決するための、隣国インドとの無統制な国境や、二国間及び多国間の国境を越えた協調がみられないことが、性搾取目的とした子どもの人身売買問題のつけ加わるべき特質である。

この問題を取り組むために講じられるべき問題と対策

予防策

a 能力の確立

子どもの人身売買及び子どもの性的搾取排除に関連した、種々の対策の立案及び開発、監視、評価、実施のためのプロジェクトの領域にかかる、人材の能力を伸ばすことが非常に要求される。能力の確立には、組織機構の質の向上と、それにかかる人材の養成との、両方が要求される。

b 施設の開発

子どもの人身売買及び性搾取に取り組んでいる、国家及び地域の特別機動部隊や協会、NGO は適切なる編成の見直しと、強化の必要がある。施設の開発は、全体論的でなければならないのと同時に、適切な人材と基本的施設の開発の必要がある。

c 立法及び法律の施行

人身売買と性搾取による被害という事例の極悪さという観点から、立法は、この種の搾取にあった人たちの取扱いを目的として、制定されなければならないと同時に、救済された人たちやその子どもたちの社会復帰を目的として、救済規定を設けられる必要があろうと思われる。

子どもの人身売買と子どもの性搾取に対する、犯罪者を罰する法律が存在しているにもかかわらず、人身売買は目に見えるほど減ってはいない。したがって、法律を効果的な抑止力にするためには、法律の罰則規定が厳しく実施される必要があると思われる。

法律施行を率先してやるために、法律を施行する各種の関係当局と、十分に統制、制御されている単一の公共事業機関との、効果的なネットワークが必要とされるであろ

う。

越境の子ども人身売買は、不可避な問題としても、子どもの人身売買に対し、国境検査を効果的にするためにには、国境パトロール制度の拡大を促進するための、合法的機構に取り組む必要があると思われる。

さらに、子どもの人身売買に備えて活動するためには、立法及び施行機関と、人材の自覚と能力の向上が必要である。

d 自覚をつくりだし、広めるための連絡網及び社会的動員

自覚の向上を全国キャンペーンにするためには、マスメディアのより効果的で、継続的な結集が必要である。法の規定、施行組織、そして子どもが人道的な生活が送れ、かつ健全な国民に成長できるための、もっと違った選択があることを周知させるだけでなく、子どもの人身売買問題とそれがもたらす、悪い影響力をも周知させなければならない。

サポートシステムの制度化と、効果的なネットワークによる支持活動の強化が必要である。さらに、この目的のためには、核となるネットワークのグループが必要であると思われる。ネットワークには、GO、NGO、LNGO、及び活動網、協調網、情報網及び救済動員目的の、その他の社会機構が含まれる。

社会動員を効果的にするためには、子どもの人身売買及び性搾取に対する種々の活動を通じた、地元レベル、地区レベル及び国家レベルの、国民、社会集団及び社会機構の動員が組織化されなければならない。女性たちの社会活動団体や個人が、こうした社会動員の焦点とみなされ、同時に開発されるべきであると思われる。

e 健康と教育

潜在する健康への有害を考え、子どもの人身売買及び性搾取に関連した健康問題に取り組むためには、国家レベルの努力が必要であると思われる。非公式及び公式以外の教育手段を通して、健康を自覚させるためには組織的で統合的な努力が必要であると思われる。

子ども労働及び女性人身売買の主な問題のなかには、国の法律及びその他の規定に関する自覚だけでなく、問題意識それ自体の自覚の欠如といったものもある。したがって、教育開発は、こうした自覚そのものを喚起するという、最も重要な面である。

f 雇用と所得の誘発

ネパールのような国を襲っている貧困状態の中で、雇用と収入を発生させることは、子どもの人身売買及び性搾取問題に対し、解決をもたらすための必須条件である。この目的のためには、市場志向の職業訓練プログラムの計画を通じて、経済危機にさらされている社会集団の経済状態を開発することが最優先されるべきである。

ネパールの貧困の基本問題の一つに、金融社会経済的な現金取り引きの欠如がある。社会の貧困者や貧困層に対し、お金を利用できるようにするためには、クレジット（貸付け制度とその規定を簡素化するための計画が必要である。

g 救済と社会的再統合

人身売買された女性たちと少女たちを救済し、社会的再統合施設に連れていくために、即時対策が講じられなければならない。そのためには、下記事項が必要である。

- 行方不明になっている女性や少女たち、その家族をつきとめるための制度の設置
- 効果的で能率的な国境巡視／場所の監視制度の開発
- 救済された女性や少女たちを安全な収容所及びサービスに委ねる制度の開発
- 救済義務を能率的に行うためには、担当職員への十分な養成と、社会、NGO及び政府
- 府機関の協力を求める必要がある。国境を越えた協力も、また必要である。

被害者の社会復帰は、被害者たちが種々の訓練課程を受けられるように、健康を回復する活動を強化することに焦点を置く必要があろう。こうした活動には、医療保障と食糧、救済教育、職業準備プログラム、カウンセリングの規定が不可欠である。被害者を虐待状況に再び引き戻されないように、安全に保護するためには、職業訓練の機会や、一時的に「安全」な仕事、及び職業準備訓練のように、実行可能な選択方法に関する規定が必要となる。

社会再統合施設は、救済された女性たちが、カウンセリング、予備的医療保護、食糧、避難所並びに公式でない、それ以外の教育が与えられる場所として開発されなければならない。被害者家族及び社会を含めたすべての人にカウンセリングや社会化復帰サービスを設けて、それを開放することが必要であろう。社会、DDC、VDV が、再統合過程に含まれなければならない。

社会復帰過程は、救済された女性や少女たちは、社会の普通の一員としてみなされなければならない被害者たちなのである、という現実を実践することに焦点を合わせる必要がある。彼女らのプライバシーは尊重されなければならない。

人身売買にかかわった人たちは、刑罰として、法により摘発されるべきである。研修プログラムは、ソーシャル・ワーカーや、社会復帰に関する多方面にかかる人々を訓練するために、定期的に行う必要がある。

この問題に対する反響

ネパールは、数々の国連会議の当時国であり、下記の会議に批准をしてきた。

- 子どもの権利に関する会議：1990年（CRC）
- 人身売買及びその他の売春搾取の抑圧に関する会議（1949）1995年
- 女性差別のあらゆる形態の排除に関する会議（CEDAW）1991年
- 子どもに関する SAARC 閣僚会議、ラワルピンディ、1996年
- 最年少会議 ILO1973年（NO. 138）
- 子どもの密売買及び商業的性搾取に関する世界会議、スウェーデン 1996年
- 第4回世界女性会議、中国・北京、1995年
- 特に窮迫した状況にある少女の境遇を緩和するための SAARC コロンボ決議 1998

年

- 子どもと女性の密売買犯罪と闘うための第 10 回 SAARC 首脳ドラフト会議、コロンボ、1998 年

ラワルピンディ（1996 年）で開催された第 3 回 SAARC 子どものための閣僚会議は、国家間及び国内の子どもの密売買と闘うことと、売春及び性搾取のための暴力の被害者を援助すること、並びにこの問題に取り組んでいる加盟国の国内及び国家間の管理、法律及び社会復帰体制を開拓することを、調印国に付託している。

1997 年 5 月メールで開催された、第 9 回 SAARC 内閣の国家元首首脳会議は、同様に国内、国家間での女性及び子どもの密売買に対し、強い懸念を表明すると同時に、この問題に取り組むために、協調して効果的な対策を講じることを誓った。加盟国の現在の法令を強化し、厳しく施行すべきである、と決議案は指摘した。これは人身売買の被害者に対する本国送還手続きの簡素化を含めて考えるべきである。

出席者たちは、売春目的の女性及び子どもの密売買犯罪と闘うことに関する、地域代表者会議設立の実行の可能性を適切な専門委員会によって調査するべきであることを決議した。

1997 年 6 月、ネパールとインドの首相が、合同記者会見の中で、女性及び少女の人身売買という非人道的行為に関し、深い懸念を表明し、ネパールとインドの役人たちに、こうした行為を効果的に規制するための、適切な機構をつくるよう指導した。

さらに、1998 年 6 月、コロンボで開催された、第 10 回 SAARC 内閣国家元首首脳会談は、売春を目的として女性及び子どもの人身売買の防止及び闘いのための、ドラフト会議を提案した。市民社会全般の強い懸念として、女性及び子どもの人身売買の問題と重要な点をはっきりさせるために、首脳は、外国犯の引渡しや、本国帰還及びネットワークに開拓した加盟国間の強力を求める規定を提案した。

政府の主導権

世界レベル、地域レベル及び小地域レベルで国際的公約を遂行する上で、HMG、ネパールは、この問題と取り組むために、いくつもの主導権をとってきた。1995 年、女性と社会福祉省 (MOWSW) の組織後に、この方面での主導権がとられるようになった。

HMG、ネパール内で女性と社会福祉省は、女性と子どもの問題を取り組むための活動の中心である。女性と社会福祉省は、開始されて以来、この問題の緩和ということに関し、さまざまな主導を引き受けしてきた。

こうして、HMG は、セックス市場への女性及び子どもの人身売買の制御、排除に対応するために国家警察を組織した。英国政府は、この問題と闘うために警察を採用している。その警察は、自覚を与えることや、法の強化、貧困の緩和処理に対する機関及び社会的な動員、正式な職業教育の実施規定、被害者の社会復帰等に主にかかわっている。詳細には下記の事項が、主な警察の中心領域である。

- 子どもの人身売買及び性搾取問題を撲滅する必要性についての自覚を与えるためにキャンペーンを通して国民を動員すること

- 性搾取目的に売買された被害子どもへの、救済及び社会復帰のためのプログラムを開発すること
- H I V/エイズやその他性的感染病（STD）問題解決への手段を講じること
- 正式の職業教育開発を志向する市場優先の技術が強調されるようにするために、被害地域に仕事や自営計画を創ることによって、貧困緩和計画を手段としたプログラムを開発すること
- 中央レベルで、必要に応じて地域や村レベルでの協力機関を組織すること
- 地域レベルの調整委員会を動員することにより、情報制度を開発すること
- 子どもの人身売買や売春に反対する国家全体の合意を、すべての政党から求めること
- 国際国家、地域の各レベルの団体との調整；二国間及び多国間の協力及び調整を組織するよう努力すること

政策の焦点に従って、HMG、ネパールは、NGO やその他の政府機関との活発なかかわり合いを持ちながら、いくつもの活動にも従事してきた。ILO—IPEC と共同で、1998年4月、カトマンズで開かれた、「子どもの人身売買及び商業的性搾取に対する国家活動計画の開発に関する国家諮問研究集会」は、共に係争にあずかる第三者を、この問題と論点を論議し、問題解決への方法を見いだす方向へと導くために試みられた、重要な第一歩のうちの一つである。

この集会の目的は、子ども人身売買及び商業的性搾取の現況を判断することと、子ども人身売買と闘うための国家活動計画を開発することである。国家活動計画は完了した。活動計画では下記のように、介入の領域の要点を述べている。;

- 対策、調査及び規定の開発
- 法の制定と施行
- 自覚をつくりだす連絡網及び社会的動員
- 健康及び教育の干渉
- 所得と雇用の誘発
- 救済と再統合

この問題のもつ重大さは、非常に深刻である。しかし、女性社会福祉省は、限られた資金で、他の省や GO、NGO 及び国際機関との共同してこの問題と戦っていこうとしている。当省では、すでにこの問題と闘うためのネットワーク、協力及び調整として、この国の当該地区を使って組織的な枠組みを設けた。

さらに、子どもの人身売買及び商業的性搾取と闘うための活動プログラムを実行するという MOU に HMG と ILO/IPEC が、先の 1997 年 10 月に調印したことは、当省にとって重要な支えとなっている。

この活動プログラムの主な活動には、関連制度の適応力を作り上げるための機構、国家活動計画の体系化、立法及び施行手続きの強化、自覚プログラム、活動優先の調査プログラム及び文書調整総合施設の設立への開発が含まれる。

ネパールからの報告

無知な被害者：ネパールとインドの国境を越えた女性と少女の密売買

子ども労働者ネパール当局者センター (CWIN)

ガウリ・ノプラハン

ネパールの総人口は、最新のもので 2,200 万人である。そのうちの 1,200 万人が子ども（つまり、18 歳未満）である。子ども労働力が、危険にさらされる可能性にあるのは、2,600 万人の子どもたちで、更に 5,000 人のストリートチルドレンがいる。

子どもの人身売買及び売春に関し、こインドには、約 32,000 人、ネパールには、5,000 人いる 16 歳未満の子どもたちが、この種の密売買にかかわっている。借金のかたのための農業労働の他にも、子ども労働者（カーペット作り、家事手伝い、レストランのボーイといった）の多くの形態が、借金のカタの状態にある。

毎年、何千人の子どもたちが、ネパールやインドの村から、別の町へと出稼ぎ移住している。子どもたちの多くが、屑拾いや家事手伝い、カーペット作り作業労働者として、そこで働いている。

子どもたちに関する、もう一つの深刻な問題は、子どもの結婚である。結婚全体の 34% が 16 歳未満の子どもたちである。すべての 10 歳未満の子どもたちの約 7 % は、婚約のすぐあとにくる、結婚への約束へと手続き的に推し進められている。

問題の重大さ

一年 (?) 以上の間に、インドに密売買されたり、密売されたりしていった、200,000 人の子どもたちや女性は、インドの別の場所にある売春宿で、売春を強制され働いていると見られる。

売春目的で密売買されたり、密売されたりしていったのは、16 歳未満の子どもたちの 20% であると推定される。売春宿に密売買されたり、密売されたりしていった子どもたちの中には、10 歳程度の幼い子どもたちもいる。

インドに密売買されていった女性や子どもたちのほとんどは、ネパールの山岳地域の出身である。彼女たちは、インチキな手口で引っかけられたり、それぞれに異なった結婚詐欺という手段を利用した人身売買業者により、あざむかれたり、だまされたりしている。

人身売買及び強制売春の被害者となった少女たちの大半は、以前は、ネパールのカーペット工場で職工として働いていた。この問題を調査する多数の研究プロジェクト、並びにケース・スタディーが、ネパールのカーペット産業は、人身売買の最も安全な輸送場所であることを明らかにしている。

人身売買及び密売の被害者である女性や子どもの大多数は、社会的自覚の水準が低い、いわゆる低層階級の社会や、貧困に見舞われた地区及び都会の貧困地区的出身である。

ポンベイといった場所を挙げると、通常、よい仕事、成功、お金、幻想的な魅力といったイメージを思い浮かべる。村の自暴自棄の村人たちには、進んで運試しをする以上のものであり、こうして人身売買の完全な標的となっている。ネパールの多くの人たちにとって、インドはポンベイの意味であり、そのポンベイは、彼らが抱えていた貧困と苦難を終わらせることのできる夢の国なのである。

問題の真相－検討と評価

第一に、社会文化と自覚のなさの問題がある。ネパールにおける社会文化は、娘たちへの差別を奨励しているしきたりや迷信、男性優位主義的な考え方と絡み合っている。娘たちには、均等な機会が与えられ、なおかつ、彼女たちの総合的な開発の確保が率先されないかぎり、こうした行為は存在し、拡大し続けていくことになる。

社会文化の進歩によって、我々が、搾取的な考え方や行為を排除しない限り、結局、我々の姉妹や娘たちは、不当な搾取の下に生きていかざるを得ないのである。以下の問題は、本格的な改変を必要とするものである。

- カースト制度
- 結婚、子どもの結婚
- 因習的な売春／宗教
- 養母のしきたり
- シャリ：しきたり結婚の習わし
- 軽視されている女子、子どもの身分

もう一つの領域は、経済面である。この点で、再考を必要とする以下の問題がある。

- 富の不当分配／経済正義の欠如
- 不均等な土地保有制度
- 経済解決における弱い女性の立場
- 親の財産に対する女性の権利の拒否
- 養成、技術教育、雇用の欠如

さらなる領域として、政策面と政策公約の相対的欠如の問題がある。この件に関し、以下の問題が浮かび上がってくる。

- 女性と子どもに関する問題は、政策上の計画では優先されていない
- 人身売買及び密売の被害者である子どもたちへの、保護及び防止に対する適正な法律の欠如
- 女性と子どもの権利に関する法律及び政策の、効果のない実施と施行
- 人権問題に関する、ネパール、HMG の全国的、地域的、国際的公約の実施の欠如
- 子どもの権利保護に関する、はっきりとしたビジョン（＝理想像）と理解の欠如

政策とは別に、国境管理の問題がある。ネパールとインドの古来からの親交のある国境が、運悪く犯罪者たちにとってゴールデンゲート（金門橋）となっていると、証拠が明ら

かにしている。ネパールの多くの無知な子どもたちや女性たちにとって、これは地獄へのパスポートであることを証明している。

インドとネパールとの国境で、女性及び子どもの人身売買は主に、人の商用性搾取を意味しているが、子ども労働や借金のカタによる子ども労働、臓器移植のような問題がここに含まれている。

一般に、犯罪に関する統計では、世界の犯罪の多くは、子どもや女性に目標が定められていることを示している。ネパールでも同様に、女性や子どもへの犯罪は増加している。強姦や子どもの結婚、子ども強制労働、及び子ども労働搾取のような犯罪は、殆ど毎日辺鄙な場所や町の隅で起きている。違法であるにもかかわらず、そうした活動は、既成事実として我々の社会に存在している。女性や子どもへの犯罪と暴力が排除されない限り、彼らの権利や尊厳は確立及び修復を図ることはできない。これに対し、女性や子どもの犯罪と闘うために、必要な措置が講じられなければならない。

■ネパールにおける女性の人身売買に対する法と対策

憲法条項

第 20 条・ 憲法は、すべての国民に対し、搾取に対する権利を保障する。「人間の売買、奴隸及び農奴制もしくは強制労働が、いかなる形態であっても」この条項は、それ自体はつきりと禁止している。したがって、この条項に違反するいかなる行為も、現行法により、犯罪として罰せられる。憲法の現実に準じて、人間を売買するという犯罪は、国事犯として言いわたされる。

民法 1964

民法 1964 (マルキ・ain) の人身売買に関する項で、人間を売買することは犯罪であると定めている。この項の第 1 節は、いかなる人物をも売り渡す目的で、国の領土外に、不正手段もしくは、そそのかしによって連れ出す行為を、禁止している。

同節は、このような行為で捕らえられた場合には、10~20 年の禁固刑に処せられると規定している。また、人身を売りわたすことにかかわった人物をネパールの領土内で捕らえた場合にも、同じ処罰を定めている。

人身売買統制法 1986

この法令は、売春目的に女性や少女たちを密売買する犯罪者たちによってつくりだされる、強まる脅威に対処するために制定された。この法令の第 11 節では、この法令によって取り扱われている事項に適用される法は他にないと規定している。人身売買統制法 1986 は、したがって、人間を密売買する犯罪として、次の行為を禁止している。

- いかなる意図であっても、人間を密売買すること
- 密売買を意図して、外国に連れだすこと
- 誘い入れ、誘惑、不正手段、脅し、強制もしくはその他の方法・手段によって、女性を売春にかかわらせること

- 上記のいかなる行為を実行するために手を貸すこと、共謀すること及び、試みること法規定による人身売買に対する処罰に関し、上記の行為は、次のような法令第8節により罰せられている。
- 人を密売するという犯罪に対し、禁固10~20年の処罰
- 密売を意図して、外国領土に人を連れ出した場合の犯罪に対し、禁固5~10年の処罰
- 女性を強制売春させた場合の犯罪に対し、禁固10~15年の処罰
- 上記の行為を実行するように手を貸したりしたり、共謀したり、試みたりした場合の犯罪に対し、5年の禁固刑

第8節の細部では、罰金刑も設けている。この法令は厳しい罰金制度を設けている制定法である。この種の犯罪に関連して発生する、状況の複雑さを考慮して、この法令は立証の義務を被告人に向けている特別条項を設けている。こうした法の趣旨から、被疑者たちは自らの無実を証明するために、証拠を挙げるという義務を履行しなければならない。

訴訟手続きと裁判権

国家事件法1993では、女性と少女の人身売買に対する犯罪は、国に対する犯罪であると定めている。明らかに、国は政府機関を使って、その犯罪を調査・起訴を行う義務がある。この法令が定めているように、被害者もしくは、そうした犯罪を知る人物からの告訴によって、この犯罪に関しての調査が始められるものである。被害者からの告訴は、当該行政の代理人や検査官及び管轄裁判官により記録される。

特別管轄裁判権

人身売買統制法1986は、ネパール国の特別管轄裁判権の原則を認める非常に数少ない制定法の一つである。この法令では、この法の下にある、いかなる犯罪であっても、その裁判権をネパール国境を越えたところまで広げることを定めている。こうした趣旨から、外国領土内で起きた女性及び子どもの人身売買に関連したいかなる犯罪も、ネパールの法廷で裁くことができることになる。

法の不備とあいまいさ

人身売買統制法1986は、売春を目的とした人身売買を意図して、いかなる人物をも正当な保護者の下から離す行為を処罰の対象とすることができないことから、定義という点では、非常に著しく弱いとされている。

したがって、保護者たちから、女性や少女を引き離すことにかかわったと判定される人物に対し、何らの処罰も設けられていないばかりでなく、今だに被害者を国外から連れ戻してくることもないのである。同様に、この法令は、売春目的に女性や少女の購入にかかわった犯罪者を処罰する規定もない。

人身売買の被害者は、裁判開廷中の検事側の重要な証人である。しかし、国が手配するこうした証人たちを保護する場所はない。明らかに、被害者は、証言を変えるように、もしくは、事件に対し無関心になるようにと、犯罪者に脅かされたり、強要されたりする危

険にさらされることがよくある。これは、かなり多くの法廷判決にみられることだが、法廷判決では、被害者が姿を現さないという理由で、被告人が無罪放免されているのである。

女性への暴力と第9回5ヶ年計画

ネパール HMG の国内、地域、国際間の公約が、数多くあるにもかかわらず、女性及び子どもの人身売買の問題は、第9次5ヶ年計画（1997年～2001年）では適正に処理されてきていない。この計画に述べられている事柄は、政府、非政府機関及び地方官庁の女性への暴力と闘うためのプログラム及び活動の協調過程を通じて講じられる予防、保護、社会復帰対策による、女性の人権保護である。

法律の強化の欠如

女性及び子どもの人身売買は、ネパールの社会では他年にわたる最も警戒を要する問題である。毎年、5,000～7,000人の少女が、インドや他の第三の諸国に人身売買されると推定される。しかし、人身売買統制法1986の施行は、関係する問題をうまく処理するという点においては十分ではないようである。ネパール HMG 公式記録によると、ほんの150件が1994年及び95年の財政年度に報告されただけである。

これは、インドとネパールの国境を越えた、最も警戒すべき問題の一つであるが、インド及びネパールの両政府は増加する少女の人身売買及び売りに対する管理と予防に関し、それほど真剣ではない。ネパール及びインドの両国は、CRC や CEDAW、人身売買及び強制売春抑制のための会議の参加国であるが、両関係政府の間での、正式な相互の話し合いはなされていない。

ネパールにおける女性と子どもの人身売買に対する新議案の制定に向けて

1997年4月に、メラムチで開催された、全国相談研修会によって提案された通り、女性及び子どもの人身売買に対する新しい議案を起草するための特別調査委員会が、組織された。

女性及び子どもの人身売買に対する新議案を研究し、草案にするためにあらゆる関係省庁、判事、弁護士からの代表で包括された、20名の特別調査委員会が設けられた。下記の問題を明確にし、保護するために提案された議案は期待されている；

- 人身売買に対する犯罪の明確な定義
- 売春を受けた者への処罰
- 自ら売春をした女性への処罰
- 人身売買を意図として正当な保護者たちから人を切り離すという行為に対する処罰・人
- 身売買もしくは売春の被害者に対する犯罪者及び国からの補償
- 事件の非公開・秘密審理
- 被害者及び証人の国による保護

今後の方針と課題

- 信頼できる情報の欠如と社会的自覚の水準の低さ
- 被害者支援プログラムの欠如
- KGM／ネパールによる協調の欠如
- 適切な調査手続きの欠如
- 政策的公約に関する実行の欠如
- 女性の権利回復への実行への欠如
- 女性と子どもの権利保障や保護のための十分な社会的意識の道義化プログラムの欠如
- 増加する田園地域から都会への移住、及び田園地域における機会の欠如

変更のための要求

- 女性と子どもに対する犯罪に関する法律
- 女性と子どもに関しての独立したカウンセリング
- 女性と子どもへの犯罪に対する社会機構の協力
- 女性と子どものための警察署内の特別留置所
- 子ども売春と闘うための、ネパールとインドネシア両政府間の主導権と国境の安全保護の監視
- 被害者支援プログラム
- 共同取締り
- 子どもの性虐待と性搾取に対する社会意識計画
- 子ども被害者事件について取り扱うメディアの意識
- 被害者が再び犠牲者になることからの保護

学ぶべき教訓

- 権護の実行
- 強制と協力
- 考えを変えることに対する介入
- 被害者が再び被害を受ける問題
- 心理的、社会的両観点からのカウンセリング
- 犯罪者との闘い
- 十分な下調べもないままの救援操作はありえないこと
- 取扱いの不一致
- 被害者の社会復帰
- 実行を可能にすること

介入への戦略

- 社会意識
- 雇用と独立歩

- ・共同連携を創りだす取り組み
- ・法改正及び法の施行
- ・系統的な犯罪調査
- ・国境の安全保護
- ・活動に関する情報とコミュニケーション
- ・女性と子どもへの犯罪に対する措置
- ・STDとHIV/エイズ
- ・二国間／多国間政策プログラム

被害者支援プログラム

- ・子ども被害者救援
- ・インドからネパールへの少女の密輸
- ・カウンセリング；医療リハビリ及び避難場所
- ・補償、社会復帰及び社会統合
- ・再被害者への保護

結論

売春目的の少女の人身売買の排除は、現在、非常に重要な課題である。しかし、女性と少女の人身売買との闘いは、肉体の売買という商業的性搾取に、置かれた貧困と飢餓という状況を利用して、強力な闇のネットワークが作りだした搾取、不正行為及び犯罪との闘いである。したがって、売春目的の少女密売買を排除するには、抜本的で、強力な社会運動をつくりだすことがない限り不可能なことである。

女性と少女への犯罪の今日的広がりを見ると、この問題は、他から分離しては解決できないということを誰もが認識しなければならない。この問題は、我が国の成長する社会経済の上で、文化の上で、政策の上での搾取と連鎖していることが明らかになっている。

もし、私たちが本当に、子どもの性虐及び搾取と闘う決意をするとするならば、この問題の根源や原因、及びその影響力と結果を真剣に見直し、調査する必要がある。そうしてみれば、この問題は、また、インド、ネパール間の誰も行き来できるような無統制状態の国境の問題と密に連鎖していることが分かるのである。

これは、真に国境地域における安全保護に関する議論がされるべき時期であることを意味している、と私は考える。商業的性搾取目的の女性及び子どもの人身売買は、今日の現存する、最も非人道的問題の一つである。もし、私たちの子どもが、私たちの目の前で売られているとしたら、来たる日が、より良い将来であると期待できるといえるのだろうか？

これは、私たちにとって不名誉なことだけではなく、私たちの民主主義と人権及び安全への課題なのである。もし、私たちが、私たちの子どもたちを搾取の害から自由に解放することを望むのであれば、私たちは明日を待っているべきではないのである。危険な状態にある子どもの問題について、数多く話し合ってきたが、今や、私たちの言葉を実行に移す時が来たのである。

パキスタンからの報告

女性開発及び社会福祉特別教育省
ムスターク・アーメッド・カーン

背景

女性の人身売買は金儲けのためになされる暴力の一つの表れであり、かなり多くの女性がその犠牲となっている。パキスタンに連れてこられる外国人女性の人身売買が多くなっている一方で、関連情報が不十分ではあるが、パキスタン女性が海外に売買されるケースも上昇傾向にある。低所得階層出身の少女の強制売春はずつと存在しているし、その網から逃れることができるのはごくわずかであった。この問題の規模、重大さについて信頼できる情報は入手できないが、その性質に関しては十分に知られている。

女性が人身売買業者の手に落ちるのは、よりよい生活への欲求からだけでなく、物質主義への傾向が強くなっていることも原因であることは一般に観察されている。バングラデシュ、インド、ネパール及びパキスタンを含む地域全体が人身売買業者の商売にとって大変利益を生む土壌となっている。

状況分析

パキスタン政府は暴力を抑止するため多くの手段を講じてきている。警察や軍を配置、動員して、パキスタンにおける最近のテロ主義の波や違法状態に終止符を打つため積極的な活動を展開し、多少の成功を収めている。(印刷及び電子) メディアは、人身売買の犠牲者を含めて女性や子どもの虐待に関して、大衆の意識に働きかける役割を果たしている。女性の警察署が開設され、効果的にこの問題に対処している。パキスタン国内だけでなく、他国との間にもこの人身売買問題が見られる。その住居がエージェントによって手続きされた、あるいは母親が付き添っている子どもは仕事のため他の土地へ追いやられことが時々ある。同様に子どもとその母親が遠隔の田舎地方から工業あるいは、開発の進んだ町へ連れてこられ、わずかな金のために働かされることもある。この場合、年払いでの親に支払われることが多い。多くの公共及び民間の機関から、傷つけられた女性にその更生までシェルターが提供される。

仕事を求めて国から国へと人々の大規模な移住は、人類の歴史における移住の流れでは最も新しい局面である。南アジアの国々から中東への大規模な労働力移転のもつ政治的、社会的成り行きについては、比較的注意が払われてこなかった。

移住の流れが不法な移住に、さらにはもっと最近ではある国から別の国へのと、女性及び子どもの人身売買に取って代わられるようになったのは何年くらい前なのか、はっきりした証拠はない。女性の人身売買はもろもろの理由から、地域におけるパキスタン社会の組織を脅かしている。例えば、仕事場における子どもの虐待（売られた子どもは安い労働力を支える）、女性が売春及び／あるいはポルノグラフィーに身を委ねることも含まれる。

また、パキスタンにおける人身売買問題の大きさについて利用できるデータもない。南アジアにおける一般的な移住傾向には多くの側面がある。残存する田舎と都市の不均衡や都市化の問題が南アジアにおける移住に関連している。地域で仕事の機会がないこと、女性に対する持続的な抑圧が他の隣国への移住に拍車をかけている。

人身売買と性的虐待及び搾取との関係はきわめて強い。人身売買は直接、売春の商業化や若い女性の取引の傾向と関連している。人身売買はどうして脅威と見なされるのか、その理由は、それがずっと以前から奴隸制の現代版と認識されてきたからである。人身売買は不法養子縁組、身体器官の窃盗、労働者の借金による拘束、性的搾取と別の形態をとることもあり得る。ここ50年における人権保護の一般的な高まりにもかかわらず、何十年か、子どもや女性は人身売買の犠牲者として、甚大な被害を受けてきている。

大抵の売春婦は貧しい家庭から売られたり、あるいは仲介人によって唆されて売春に走る。ストリートチルドレン（少女）に温かい食事や寝る場所がある、と誘うのである。パキスタンの人身売買は地域の他の国に見られるように組織犯罪集団の後押しがあったよう見えない。現在ある小さな商売がこの人身売買を秘密のものにするのに役立っている。

立法及び行政の手段

これらの問題を軽減するための政府の反応には立法並びに、行政的手段がある。以下のような手段が取られている。

パキスタンは国際人権条約を批准した。女性に対するあらゆる形態の暴力を撲滅する条約及び子どもの権利条約などである。どちらの条約とも女性や子どもの人身売買、誘拐、搾取を断罪する。

パキスタン刑法（キサス及びディアト）は人身売買を直接、罰する条項を有する。以下がその要約である。

第366条

女性を結婚などに強制する誘拐、勾引あるいは勧誘は法に反する。

第366条A項

「何人たりとも、手段を問わず、18歳以下の未成年の少女を誘い出し、かかる少女に別の者との姦通を強制する意図で、あるいはそのような行為を強制されることになるの

を知りながら、ある場所から移動させる、あるいは何らかの行為をさせる者は、最高懲役10年並びに罰金刑に処する。」

第366条B項

海外から少女を輸入することに関して：

「何人たりとも、パキスタン外の国から21歳以下の少女を、かかる少女に別の者との姦通を強制する意図で、あるいはそのような行為を強制されることになるのを知りながら輸入する者は、最高懲役10年並びに罰金刑に処する。」

第367条

人を重大な障害、あるいは奴隸の状態におくために誘拐または勾引することに関して、
「何人たりとも、重大な障害あるいは奴隸の状態におく、あるいはその危険におくために、あるいは奴隸状態におかれるのを知りながら、人を誘拐あるいは勾引する者は、最高懲役10年並びに罰金刑に処する。」

第370条

人を奴隸として買う、あるいは奴隸にする件に関して、

「何人たりとも、人を奴隸として輸入する、輸出する、移動させる、売買するあるいは奴隸にする者は、最高懲役7年及び罰金刑に処する。」

第371条

奴隸取引の常習者に関して、

「何人たりとも、奴隸を常習的に輸入、輸出、移動、売買あるいは取引する者は、終身刑、あるいは10年未満の懲役並びに罰金刑に処する。」

第399条

不法監禁に関して、

「何人たりとも、任意に人を邪魔してその人が進む権利を有する方向に進むのを妨げる者は、その人を不法に監禁しているものと見なされる。」

「何人たりとも、一定の制限を越えて人がするのを妨げるやり方でその人を拘束する者は、その人を不法に監禁していると見なされる。」

1979年ハドッド令の規定

1979年ハドッド令ではジーナ、すなわち婚外セックスは有罪である。姦通あるいは姦淫が含まれる。また、ジーナ・ビル・ジャブルも有罪である。これは有効な結婚によらない強姦と定義される。

第13条

売春等のために人を売ること、

「何人たりとも、売春のために、あるいはいずれかの人との姦通のために、あるいは非合法で非道徳的な目的のためにいつでも人を雇用させる、あるいは利用させる意図で、あるいはかかる人がかかる目的のいずれかのために雇用、あるいは利用されるのを知りながらその人を売る、雇用させる、あるいは処分する者は、終身刑、並びに30回までのむち打ちと罰金刑に処する。」

第14条

「何人たりとも、売春のために、あるいはいずれかの人との姦通のために、あるいは非合法で非道徳的な目的のためにいつでも人を雇用させる、あるいは利用させる意図で、あるいはかかる人がかかる目的のいずれかのために雇用、あるいは利用されるのを知りながら、その人を買う、雇う、あるいは所有する者は、終身刑、並びに30回までのむち打ちと罰金刑に処する。」

人身売買及び売春の危険と闘う方策

政府の方策

パキスタン政府は1994年10月、ナシール・アスマーム・ザヒード最高裁判事を長として女性のための高等調査委員会を設置した。委員会では1997年8月に総理大臣あてに報告書並びに勧告を提出した。内容は以下の通り。

- 1 組織
- 2 政治参加
- 3 市民権
- 4 家族法
- 5 労働及びサービス法
- 6 刑法
- 7 カナン・エ・シャハダート
- 8 対女性暴力
- 9 発達権
- 10 制度化

委員会の勧告は以下の通り。

「人身売買された女性や売春婦は犯罪者としてではなく、貧困な社会の犠牲者として認識さるべきである。彼女たちの更生及び保護のために真剣な努力がなされなければならない。エージェントや仲買人は彼女たちの更生に要する費用を負担すべきである。

真の犯罪者を確実に起訴するには、人身売買された女性や売春婦は訴訟手続きにおいては告訴せずに、保護し、彼女らを証人とすべきである。

売春仲介人（ポン引き）やエージェントと犠牲者を刑務所で遭遇するのを防止しなければならない。

本国送還の費用を負担しあうために各国と協定を結ぶように努めるべきである。さもなければ、売られた女性は刑期をつとめた後でも刑務所を出ることができない。

売られた女性や子どもに一時的に大赦を与えることも選択肢とすべきである。その場合、彼女たちにパキスタンでの永住権を与えるのを選択肢とすべきである。」

女性発展社会福祉・特別教育省は一定の方策をとって報告のなかの勧告を実施してきた。直接、間接的に弁護士組織やソーシャルワーカー委員会を通して実施してきたもので、省間委員会、部局間委員会を地域レベルで設置する提案や女性の発展のために常設委員会の設置する提案の先頭に立ってきている。

困っている女性のための危機センター

女性発展社会福祉・特別教育省では上記のセンターをイスランバードとベハリで立ち上げた。これは試験プロジェクトで、暴力の犠牲となった女性に医療や法的扶助をあたるのが狙いである。これらのセンターはあるNGOによって24時間運営となっている。運営委員会はNGOや政府役人が含まれている。ボランティアの医師、弁護士、ソーシャルワーカーのチームがセンターにかかわっていて困っている女性の手助けにあたっている。時間がたてば、この経験が他の都市で模倣されることになるだろう。

女性警察署

女性だけの職員からなる女性警察署は女性に対する暴力を成功裏に減少させている。

上記に加えて、パキスタンはSAARC国に属しているが、売春のための女性及び子どもの人身売買を防止し、それと闘う条約正文を完成させた。この条約は第10回SAARCサミットで承認されたものである。このサミットは1998年7月27日～30日までコロンボで開催された。調印は次回の1999年度にカトマンズで開催の第11回サミットとなる予定である。

NGOの方策

NGOは直接、多くの事例を扱ってきているし、女性の人身売買から起こる問題を解決している。売春問題を取り上げ、多くの事例ではポルノグラフィーや売春に巻き込まれた女性を救出している。

例えば、エディ福祉トラストでは誘拐された子どもや迷子に家を提供している。また、(法的扶助や宿の)サービスを売られた、投獄された子どもに提供する。人権及び法的扶助のための弁護士(LHR&LA)でも、売られた女性に法的扶助を行い、(ハッド法やその他の子どもの性的虐待や搾取に関する法を扱う)青少年をめぐる司法のあり方をめぐって政府職員の研修にも活発にかかわっている。

勧告

人身売買犯罪と闘うための主な勧告のいくつかを以下に記載する。

- 1 売られた女性や売春婦は貧しい社会の犠牲者と見るべきで、犯罪者と見なすべきではない。彼女たちの更生と保護のために真剣な努力がなされなければならない。エージェントや仲介人（ポン引き）はこの更生にかかる費用を負担すべきである。
- 2 真の犯罪者を確実に起訴するために、売られた女性、売春婦を訴訟手続きの中で告訴することなく、保護し、承認すべきである。
- 3 仲介人や人身売買のエージェントが獄中で犠牲者と会うことを防止しなければならない。
- 4 本国送還の費用を負担しあうために各国と協定を結ぶように努めるべきである。さもなければ、売られた女性は刑期をつとめた後でも刑務所を出ることができない。
- 5 売られた女性や子どもに一時的に大赦を与えることも選択肢とすべきである。その場合、彼女たちにパキスタンでの永住権を与えるのを選択肢とすべきである。
- 6 他の国でなされたことに関して、問題に応える政策を開発し、特別な立法を行うために一致した努力が求められている。子どもの性的虐待は明確に定義されなければならないし、より厳しい罰則を法に導入しなければならない。防止策として、学校の教育課程あるいは特別な計画にこの話題を導入すべきである。犠牲者に十分な扱いを行うために、看護婦や医師をそのために教育し、事例の扱いについて研修しなければならない。より重要なことは、政府病院にセンターを開設し、子どもの性的虐待の医療・法的問題を扱わなければならない。

スリランカからの報告

女性の人身売買

女性省
カマラ・ウィックレマシング

売春目的の人身売買は、増加しつつある世界的な問題である。この問題は、南アジア、バングラデシュ及びネパールといった国々に、驚くべき割合で広がっていることから、アジア地域のこうした社会にとって、特別の関心事となっている。しかし、そのなかでは島という孤立した立地のため、スリランカの人身売買の事件は極めて少ない。

スリランカでは、外国との大規模な女性と子どもの人身売買は起こっていない。女性及び子どもの人身売買に関する資料は不足しているが、明らかに越境の人身売買は、まだ心配するほどの事柄ではない。しかし、国内では、村落から町へ、特に、コロンボへと、女性や子どもが、あっせん業者によって人身売買されている。

人身売買された女性の何人かは、最後には、スラム街や売春宿へとたどりつくことになるのである。したがって、売春は表面化することなく、分散して存在しているのである。また、赤線地域がないため、集中していることもなく、目には見えないのである。

売春宿を経営することは、売春宿法に違反するものであるが、売春そのものは違法ではない。しかし、社会的には受け入れられるものではないため、結果として売春婦は、社会から追放される。

上記した通り、性産業労働者の数に関する資料は不足している。HIV/エイズの社会経済面に関する、1996年の研究では、我が国の性産業労働者は、約12,000人であることが明らかにされた。

また、1997年、ラトナパラ教授によって行われた研究では、その数を20,000人と推定している。何人の人が実際に人身売買され、何人が自分の意志でこうした仕事に頼っているのかは、明らかではない。しかし、性の商売ではなく、他の仕事があるから、と誘惑されて町におびきよせられてきた者や、すでにメイドとして仕事についていたが、虐待にあって、万一自分の村に逃げ帰っても、また連れ戻されることになるので、この種の仕事に頼っていく者がいることも明らかにされている。

また、極端な貧困から生き残る手段として、こうした商売に従事している者もいる。彼らは、他のどんな仕事につく機会や訓練もされていないために、これだけがお金をもうけるための唯一の方法であった場合が多い。

前に引用した、ある研究の中で、実例の4分の1が、ボーイフレンド、雇用主、義理の両親、もしくは法律を施行している役人などのような、信頼されている人たちから見捨て

られたり、虐待されたりすることにより、性産業の仕事に追いつめられていった者である。

お金をたやすく稼げる、と友人から感化された者もいれば、麻薬常用により、ヘロインもしくはその他の麻薬を買う必要から、余儀なくされた者もいる。自由経済及び観光事業の発達が、町の高級売春宿の繁栄へと導いており、高給への魅力そのものが、市場でのこうした性産業労働者を保護しているのである。それでもなおかつ、少なくとも、調査対象で挙げた女性の4分の3は、この仕事をいつかは辞めるつもりでいた。

カンディーで行われた別の調査では、対象の34%が海外で働いていた経験があることが明らかになった。なぜ女性が売春をするようになったのかとの疑問に対する付加的な理由として、海外にいる間に受けた性的乱交、性的虐待、さらに売春の手ほどき、といったものが考えられる。

資料はまた、女性売春は増加しつつあるとしているが、心配なことは、観光地における、こうした売春での子どもの使用と虐待である。売春は、北東部の戦争で、軍の活動を被りやすい地域に集中していたが、新しい地域へと明らかに広がってきてるのである。過去に、小規模ながら日本への通信販売の花嫁として人身売買があったが、闇の商売が知られるや、こうした通信販売は止めたようである。

1980年代に明るみに出た託児所の場合も、そのようであった。養子条例の下、子どもたちは、養子名目で外国人にもらわれていった。そして、不道徳な人々が、立場を利用した託児所運営をした。

現在、保護監察局及び子ども保護局によって発表された新条例のため、こうしたことは実行が困難となっている。中東諸国に対し、ラクダの背に乗る少年たちを売ることも、当局が警戒するようになって、中止されたようである。

島からの人身売買は、ごく少数なため、警戒する事柄ではないが、タイ人及び西部ヨーロッパ人の性産業労働者の、スリランカ本国への人身売買があることが判明した。こうした女性たちは、観光客を装って入国してくるのであろうから、その数に関しての資料はない。タイの女性たちは、ラトナプラの宝石の町で働く、タイの宝石バイヤーに連れて来られる。しかし、こうした産業労働者たちの数は、少ないと考えてよいだろう。

取るべき新しい対策と処置

売春を撲滅することは、実現不可能な夢であるが、関係当局が協力して行えば、悪を完全になくすことはできなくとも、少なくとも、人身売買を最小限にすることは、達成可能な目標である。政府間の協力なしに、単独の政府がそれを最小限に少なくすることは不可能である。

そのため、SAARC 地域の国々が、1998年コロンボで催された首脳閣僚会議において、女性及び子どもの人身売買防止の取組に関する SAARC 代表会議を立案した。これによって、来年の夏カトマンズで開催される予定の会議で、SAARC の国々の首脳により署名されることになると思われる。

この代表会議は、売春目的の人身売買防止し、こうした人身売買に責任を負う者に対する調査、発見、告発及び処罰に関し、効果的な地域協力を確立することを目的にして、発案されたものである。これは、売春の被害者への援助、社会復帰及び本国送還についての

協力を強化する必要性を強調している。

英国からスリランカに導入された刑法では、人身売買、近親相姦及びいやがらせは、認識されていなかった。売春を目的に、売春婦をあっせんすることに対する、ごく少数の犯罪と奴隸禁止とがあったにすぎなかった。スリランカは、人身売買に関する国際代表者会議に署名しているが、1995年まで人身売買というコンセプトは、刑法に存在していなかった。

国会が刑法に対しての修正案を通過させた1995年に、スリランカでは、女性に対する暴力に関し、一つの重要な変化が起こった。女性に対する犯罪率の上昇は、正確には上昇率が把握されていないと感じる人もいるが、これによってたくさんの変化がもたらされた。人身売買や近親相姦のレイプ及びセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）が、こうした地域の中で形成され、人間の性をさらに微妙なものにした。

1995年の刑法修正案は、第360A章で、人身売買の犯罪を導入している。お金もしくは他の目的で、いかなる人を買うことも売ることも、もしくは交換することも現在では違反である。この修正案で一番中心となっているのが、非人道的活動を目的に、あるいは家事労働のメイドとして、託児所で子どもを人身売買することへのスリランカの懸念であった。

女性の人身売買に伴う問題は取り扱われていないが、それは立法者たちの注意を引くほど大きな問題になっていない、という事実からであろうと思われるのだが、予防策として含まれるべきであろう。しかし、売春婦あっせんに関する章（刑法第360A）では、売春婦のあっせんの意味の範囲を、性交渉もしくは性的虐待目的で、いかなる人物をも、合意なく売春宿に監禁するという意味にまで広げて規定している。

この修正案は、人身売買ではなく、売春に焦点を置いているので、国際的な傾向は、大人の間で互いに同意している性行為を犯罪行為とするようなことはしないというものであるが、その点では、こうした修正案は、それに逆行するものである。

19世紀の法律には、売春に関する条項を未だに法令書の中に残している。街を歩いている売春婦は、浮浪者条例により罰せられ、重労働なしの、もしくは重労働つきの、14日間の収監を宣告されることがある。売春婦を買った男性客やポン引きも、また逮捕されるが、きわめて少額の罰金を課せられるだけで、通常は釈放されるのである。

こうした時代遅れの法律は、再検討されるべきで、女性問題局には、このことを調査する委員会がある。色々な取組みの中で、この委員会は、売春あっせん業者に対する刑罰を厳しくすると同時に、売春の被害者に関する不当な公表を避けるよう、特別法廷手続きの必要性を調査する模様である。

スリランカの女性の権利憲章は、スリランカ憲法により保障される基本的権利を、再確認している。憲章第5章では、「人間の自由と安全及び権利を実現するため、国はあらゆる必要とされる手段を講じるものである」と定めている。これには、基本的権利の違反として、人間を売買する人身売買もあてはまるはずである。

スリランカからの観察報告

ダルシー・ド・シルバ

序

スリランカは、人口 1,800 万人の発展途上国である。スリランカは、北東部での武装分離主義派の闘争で、長く続いた民族闘争に悩まされている。スリランカの国民生産のほとんどは、軍事費に費やされ、失業や死亡の面から見ると、戦争による社会的損失は非常に高い。この損失で、経済発展は遅れ、また組織調整プログラムの中の金融政策によって、提唱された社会保険の削減とあいまって、貧困水準は、結果的に上昇してきた。

女性の雇用による所得が、スリランカの国の貿易収支にとって、重要な要素として浮かび上がってきており、国の産業の私企業部門で働く多数の女性たちとともに、「自由貿易地帯」の女性労働者たちや、西部アジアへ移住出稼ぎのメイドたちが、最近この国にとって、外貨の最も重要な稼ぎ手となっているからである。こうした女性労働者のなかでも、出稼ぎ女性労働者たちが恐らく一番被害を受けやすいと思われる。

スリランカにおける女性の人身売買を定義する

スリランカでの女性の人身売買は、南アジア諸国で普及している目立った形態とは、本来どこか違った見方をされている。国内の性産業における女性の使用には、地域の他の多数の社会と似た歴史があり、重要な問題を残しているが、一方、メイドとしての仕事を求めて、主に東部アジア諸国に出稼ぎの移住者として女性を密売買する中に、女性の人身売買の比較的新しい形態が、スリランカでは現れてきている。

女性を雇用するために、表面上は合法的な人材募集の方法で、越境して女性を人身売買するという事実を誤魔化した、近代化された形態が生じている。こうした女性の多くは、国の田園地域出身の、経済的に貧しい家庭の出身である。

スリランカの女性労働者の外国への移住は、1970 年代に、西アジアの労働市場の開放とともに始まった。1996 年、労働省の下に設置されたスリランカ外国雇用局 (SLBFE) は、1996 年の移住出稼ぎ労働者の数を 165,572 人であると踏んだ。このうちの 68% は、メイドとして働くために、主に東アジア諸国に移住していった女性たちであった。これら女性出稼ぎ移住者の、ほんの 4 % が技術労働の種類であり、中間レベルの技術専門家として働いた。

女性の人身売買の性質

スリランカには、スリランカの移住出稼ぎ労働者の権利を保護、もしくは促進するため

の、受け入れ側との公式な契約は何もない。出稼ぎ移住者として働く可能性がある多くの女性たちは、国内の職業あっせん業者を通して、海外の仕事を探している。しかし、そのあっせん業者の大多数は、労働省の合法的登録なしで経営している。

かなりの数が、西アジアすでに働いている親戚もしくは近隣者といった個人的なつながりを通して、働き場所を手配し続けている。契約上の保証にたよることなく、大多数の女性の出稼ぎ移住労働者たちが、仕事探しに乗り出している。

女性出稼ぎ移住労働者と雇用者との契約書の不足が、こうした労働者たちの被害を受けさせを、更につらせてている主な要素とみられる。実際、こうした状況は、スリランカの産業の非公式部門で働く女性労働者の保証のなさや、被害の受けやすさと似ている。有効ビザと雇用契約書を持った、西アジア諸国で働く合法のメイドたちには、滞在期間満了まで、彼女たちの雇用者の元にいる義務があり、実質的には、1日24時間「オン・コール（待機）」の状態である。

スリランカの新聞社や、女性団体及び人権団体といった関係機関には、日常の雑用の一部として、雇用主の性的必要性を満足させるために、呼び出された女性たちからの報告がたくさんきている。また、彼女たちが、契約もしくは合意書の雇用期間満了までに仕事を辞めてしまわないように、パスポート及びその他の旅行の書類を雇用主が保管していて、そのために、強制的に雇用主の下から動けなくされてしまった、という報告もある。

地方紙には、西アジアでメイドとして働くスリランカ人の死亡が多数あることが、報告されている。例えば、1997年1月から6月の期間で、約47人の女性出稼ぎ移住者の死亡が、西アジアから報告された。これら死亡のほとんどは、バルコニーからの転落（煮えたぎった湯での火傷、ナイフによる傷害を含め）、激しい婦女暴行といった疑わしい状況下で起きたと思われる。

1990年代中頃には、約450,000人のスリランカの女性が、西アジア諸国で働いていた。こうした女性の大半は、既婚者であり、2~5年の期間で移住する時に、家族を（国に）残して行った。

ほとんどのケースでは、雇用が合法であるのにもかかわらず、こうした国々に行った女性のうち、かなりの割合の人が、適切な設備の不足、賃金の不払い、劣悪な労働条件、もしくは身体的及び性的虐待によって、最初の仕事場（居住の場所）を放棄している。逃亡したスリランカのメイドの率が、サウジアラビア、クワイ、レバノン、パルダン、その他の西アジア諸国では、極めて高い。

女性移住労働者の状態や状況を監視している人たちが直面する、最も大きな問題の一つに、自発的に自分の最初の仕事の場を離れていった女性たちに関する、信頼のおける資料の入手が不可能である、ということがある。こうした女性たちの中には、それぞれの国のスリランカ大使館、もしくは領事館に避難してくる。ここでも、こうした女性たちの数に関する記録は、入手可能である。

こうした女性たちからの訴えは、賃金不払い、怪我、暴行から過働き、拷問、投獄にまで至る。しかし、売春宿に密売したり、奴隸扱いで家事労働をさせたりして、再度利用する悪徳経営者の犠牲になりやすい、という危険性があるにもかかわらず、非合法な手段で再就職先を探すことがよくある。

こうした状況の中で、当初は合法ビザと就労資格をもって海外へ旅行に出た女性たちが、同様の危機に遭遇しており、性産業労働者として人身売買された女性たちと同様の状況におかれていることがよくある。

仕事の契約は、つい最近まで、労働者を送る国及び受け取る国の仕事のあっせん業者と、SLBFEとの間で作成された。家事労働者に対する雇用の契約は、1998年、SLBFEと共に労働省によってまとめられた。労働省はこの過程の中で、登録されている仕事のあっせん業者や、その他の関係機関にも、専門家としての意見を聞いた。

スリランカ人の女性の家事労働者が、海外の仕事を確保する前に、こうした新しい契約書に署名することが、現在は必須条件となっている。契約書は、雇用者及び被雇用者によって署名されなければならないもので、さらに女性労働者を受け入れる国や、送りだす国それぞれの仕事あっせん業者によって保障されるべきものである。

SLBFEは、1997年に女性出稼ぎ移住労働者たちが、海外での仕事に乗り出す前に、登録を強制的に行わせるように、特別隊を設置した。これは、スリランカ政府がこうした女性たちへの何らかの保護形態を、監視並びに確保するために、との処置とみられる。あらゆる出稼ぎ移住労働者たちには、移住出稼ぎ労働者保険が、5,000から100,000RSの範囲までを保障されると伝えられている。

SLFEBに対し、登録料を支払わねばならないことになっている。また、出稼ぎ移住労働者の子どもには、特別奨学金が与えられるとも伝えられている。

女性団体による介在

スリランカ政府は、1995年、北京で開催された、女性に関する第4回世界大会開催中に成立した公約として、1996年女性に関する全国活動計画（NPA）を議決した。NPAの中には、移住女性の問題が扱われており、なぜ、どのようにして、こうした女性の権利が保護される必要があるか、が取り上げられている。

女性出稼ぎ移住労働者の、人身売買及び強制による売春の具体的な問題は、NPAでは直接取り扱われてはいないが、引き続き行われている女性団体及び人権団体による運動の結果として、二つの特別機動部隊が設立されるに至った。

特別機動部隊の一つは、子どもの虐待問題を扱っており、もう一つの隊は移住出稼ぎ労働者問題を扱っている。この活動のおかげで、子どもと移住出稼ぎ労働者の権利を守るために、政策干渉及び何らかの処置が講じられるようになった。移住出稼ぎ労働者に関する特別機動部隊は、下記事項を確保するよう努める。

- 受け入れ国への及び受け入れ国からの無料チケット
- 1日の労働時間を、12時間までに制限
- 月給の振込は、従業員名義の銀行口座へ

女性移住出稼ぎ労働者の搾取という面では、女性の人身売買問題を概念化しはじめているのは、ほんの少数のNGO団体でしかない。この領域での介在のほとんどは、カウンセリング、法的支援、社会復帰を提供するといった、搾取後の状況を取り扱うに限られている。

「スリランカの母と子」(MDSL) という名の下に、32 の女性団体からなる連合は、アジアの他の地域と同様に、西アジアで働くスリランカの女性出稼ぎ移住労働者の権利問題を、首尾一貫して提起してきた団体のうちの一つである。しかし、女性として、労働者としての、女性の権利保護の領域には、国境レベルでさらにもっと体系的な努力が必要である。



ウズベキスタンからの報告

ウズベキスタンの性と開発ユニットＵＮＤＰ／ウズベキスタン女性委員会
ディロバ・カプロバ

女性の人身売買

女性の権利問題には、深刻で重大なものが残っている。この問題に対し、十分な効果的解決があると言明できる社会は一つもない。女性が特別難事に直面する、ウズベキスタンのような過渡期にある社会における、女性の社会進出について触れないまでも、十分に発達した民主主義社会においても、改善されるべき事柄は、たくさんある。

独立開発の非常に短い期間で、ウズベキスタンは、人権に関する全権委員（オンブズマン）や国会による現行法令を監視する協会、人権国立センターや立憲法廷及び世論センターを設けるために、何とか憲法を採択するように努力してきた。

ウズベキスタンの憲法は、男女間での平等を確立しており、ウズベキスタン自治共和国の現行の法令には、女性の権利に不利な規定はまったくない。にもかかわらず、ウズベクの女性たちが、国事・国政の職業に、必ずしも正当に選出されているとは言えない。

一つの例として、政党及び政治活動での女性の参加である。最高権力レベル（階級）の女性代議士は、国際水準が提案する 30%ではなく、中央アジアの国々では、3～10%の間で構成されている。

ウズベキスタンでは、1994 年、国会の多種政党選挙の結果、議員に選ばれたのは、全国会議員のうちの女性は、21 人、すなわち 8.2%であった。女性たちがついた地位は、国会の副議長、市民の労働保護及び社会保障に関する議会委員会の委員長、及びオンブズマンであった。

2人の女性が国の内閣の一員であり、うち1人は国の副首相である。労働組合指導者たちの中にも女性がおり、数多くの女性が、数多く政府機関の上部の地位にもついている。

女性たちの権利に関し、国民が意識を変えるということは、国が建設的な任務をもってこそ実現できる、特別の戦略を打ち出してはじめてできる、長い時間のかかる過程である。

社会一般、特に女性に関し、より高い水準の法律文化と、人間の権利と自由の分野に詳しい国民が増えてゆくことが、この方向へ向けて歩みだす第一段階のうちの一つである。

政府の本体と一緒にとなることができる女性の非政府機構（NGO）も、女性の平等保護において、重要な役割を演じている。実際、国のあらゆる女性組織団体は、各々のプログラムは異なっているが、社会における女性の地位の改善と同様、男女の機会均等の原則を彼らの主な目的であると考えている。

女性の NGO ネットワークを広げること、各女性団体間とのつながりを強化すること、

各団体間の情報ネットワークを国内的、地域的、そして国際的に創りだすことが、女性運動を発展させるための効果的な手段となり、行政にかかる女性の回転を強化させる方法ともなりうるのである。

遺憾にも、宣言された権利が、必ずしも法律が人に期待させたような、理想的な形で実行されるとは限らない。過渡期にあって、経済性や法律文化水準の伝統的な低さ、あるいは、概して月並みな考え方と結びついた要素を含め、認識の過程を複雑にしている、一組の要素があるようである。これらすべての要素が、女性保護問題を、非常に緊急を要するものにしている。

人類は、法律制度の促進と人権への自覚という分野において、著しい進歩をとげているであろうと思われる 21 世紀の入口にあって、女性の権利保護と、女性の権利に関する情報を広めなければならない必要性について話さなければならぬとは、見たところ、不思議に思えるかも知れない。

消極的に影響を及ぼしている、女性の権利を抑制するような伝統や偏見を取り除いて、合法的な女性の保護を確保するために、ウズベキスタンでは、国民の間で懸命な宣伝活動がなされることである。独立国ウズベキスタンの女性たちは、国際女性活動に積極的に協力してきた。

ウズベキスタンからの代表団は、北京で開催された第 4 回女性世界代表会議で役割を果した。北京宣言及び全国活動計画に基づき、政府は、女性地位改善に関する構想報告書を開発した。この報告書は、当代表会議で議論された優先すべき問題に関し、ILO の条約をつくり出す基本的な文書である。

今まで、この報告書を採択して 3 年になるが、それが障害になってきている。今日まで、家族と妊産婦及び子どもの特別保護事務局では、共和国（閣僚大臣の下）政府機構と非政府機関（NGO）との合同の話し合いですでに議論された、国の綱領及び活動計画案を準備しているのである。

人権に関する専門機関と NGO は、女性のための定期相談セッションを開催しており、女性の人権に関してのセミナーや円卓会議の準備をしている。

性別にかかわらず、全ての人間は平等であることを保障する、世界人権宣言第 2 条に従い、ウズベキスタン共和国政府は、1997 年以来、性の平等を促進させるための一連の活動を準備してきた。1997 年 10 月以来、政府は、「ウズベキスタン共和国の開発における、性の角度からの可能性の強化に関して」と題するウズベキスタンの女性委員会と、UNDP との合同プロジェクトで、役割を果たしてきている。ウズベキスタンでの性対策を調整するために、このプロジェクト構成の中で、性及び開発部隊が設立されている。

ウズベキスタン政府は、また、女性と子どもの社会保護問題にも注目しており、1998 年度は、政府により家族の年と宣言されている年である。家族及び社会における、女性の社会的経済的地位の改善に向けて、「家族の年」計画実施の基本的対策が指導されている。

ウズベキスタン女性委員会は、全国人権センターと共に、共和国の最も大きな権威のある機関で、1997 年 11 月から 1998 年 5 月の間に、全国のあらゆる地域における「女性と法律」問題に関する 13 のセミナーを計画し、女性の政府、及び非政府団体から、3,000 人以上の参加があった。

中央アジア及びコーカサスの開発における、性支援の UN 地域プログラムと共に、1998 年 6 月、ODIHP/OSCE は、「国民一般生活における女性」と題する地域相談を計画した。政府機構、NGO 及び中央アジアとコーカサスの国々のマスメディアから、60 人の代表者が、この会議のセッションに参加した。基本的なテーマは、北京活動綱領を実施するための国家計画であったが、中央アジア諸国の女性の権利遵守の分野における状況の改善に関して、さらに一般的な提案や意見もなされた。

ウズベキスタンは 1948 年 12 月 10 日に採択された世界人権宣言と、1979 年 12 月 18 日に採択された、女性に対する全ての差別形態の排除に関する UN 会議、子どもの権利に関する UN 会議、及び妊婦保護に関する UN 会議に同意した、中央アジアの最初の国々の一つであった。国際間の意見はすべて厳重に守られなければならない。ウズベキスタン共和国の国の法律は、女性の諸権利保護に関する国際規定に従っているものである。

同時に、世界のあらゆるところで、女性に対する暴力は、驚異的に増えていると言わざるをえない。したがって、「国は、女性に対する暴力を有罪と認め、彼らの義務を避けるために、いかなる習慣、伝統もしくは宗教的考慮に訴えてはならない。国は、あらゆる適切な方法により、遅滞なく、女性に対する暴力を排除する対策を確保しなければならない」と女性に対する暴力排除宣言をうたっている条例があることは、驚くべきことではない。

この条例の観点から、女性への暴力と差別に向けられた、国際的、国家的基準を遵守する問題はきわめて重要なことである。

ウズベキスタンでは、女性への暴力、女性の人身売買、及び性的虐待に対して犯罪責任を定めている。性的搾取や性的虐待のあらゆる形態に対し、女性を保護している刑法の中に、特別条項がある。

人身売買及び誘拐から女性を保護するための、特別な措置が採択された。性的搾取、もしくはその他の形態の搾取目的で人間を募集することにした条項が、ウズベキスタン共和国の犯罪調査手続法の第 135 条 6 章に規定されている。婦女の暴行及びセクシュアル・ハラスメント・性的いやがらせに対する刑罰が、ウズベキスタン共和国の CC 第 118 条及び 121 条に設けられている。

ウズベキスタンでは、売春は禁止されている。女性を人身売買するいかなる事例も、法の施行機関には、今日まで登録されていない。性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、売春、女性の人身売買、移住女性への暴力及びポルノが、社会によって犯されている、女性への暴力である。したがって、以下の事柄の改善を含めた上で、解決される複合的な問題として、ウズベキスタン国家活動計画では、女性への暴力を挙げながら、この点を強調している。

- 法律
- 法の施行機構
- 国民意識

こうした問題に対しての取組みは、すべての女性への暴力形態の排除、及び女性の権利と利益の保護へ向けられなければならない。このことから、緊急センターがつくられている。

しかし、ウズベキスタンにとって、上記の問題は、それほど深刻で緊急なものではない。

したがって、ウズベキスタンの刑法には、女性の人身売買に対する責任に関する特別の条項はない。同時に、刑法の第 149 項では、人間の自由に対する犯罪について規定している（第 135 条）。

ウズベキスタンでは、女性たちが、いわゆるワークショップ・ツーリストとして、偽装目的で海外に出て働くというケースが散発的におきていることは認めざるをえない。しかし、こうした出来事は、世論同様に、法の施行機関の方からの総批判を受けてきた。

女性の人身売買は、世界中で大規模な現象となってきた。国際社会は今や、統制的かつ具体的な反応で、この挑戦に立ち向かわなければならない。これは、一つの国を越えた、世界的に取りかからなければならない問題である。

人身売買の現象を止めるためには、以下の防止策が必要である。

- 女性の人身売買排除に対する努力の、知識及び協調に関する普及
- 女性を搾取するという形態を防止するための促進を目的とする、特別機構の開発
- 女性の人身売買を排除するために、移住に関する必要な取締り方法をつくることを目的とした、適切な戦略及び法律の採用
- 性搾取に身をさらされた女性出稼ぎの、帰国及び再統合のためのプロジェクトの開発
- 営利取引という形態に従事する人物に対し向けられるべき、より厳しい抑制処置

アジア女性人権評議会によるケーススタディー

女性人身売買

マン・スー・パー・ポンのケース

マン・スー・パー・ポンはビルマのシャン族（＝山岳地方の部族）の23歳。タイ、サラブリ村で育ち、6歳の時、父親は死亡。経済的な理由から、彼女とその母親は、親戚のもとで一緒に暮らすことを余儀なくされた。母親は、自分たちの暮らしのために、街頭や市場で手作り料理の行商をしていた。マン・スー・パー・ポンは、3年生で学校を中退して、生計を立てるために母親の手伝いを始めた。

1995年5月、ほぼ20歳の時、村に戻ってきた幼なじみが、彼女にバンコックでマッサージ療法士としての仕事があるかどうか、と言ってきた。母親のためにもっとお金を稼ぎたいと思っていたので、彼女はその申し出を受け入れて、バンコックへ行った。

バンコック滞在の1週間後、マン・スー・パー・ポンは、アメリカでの仕事をあっせんしてくれる、「就職あっせん業者」に紹介された。そのあっせん業者は、「アメリカから就労ビザのあるパスポート入手すること、更に、アメリカに3か月滞在後にはタイに戻ることが出来るし、そうすれば、「お母さんのために、何か商売をはじめるお金も十分に稼ぐことができるだろう」と、マン・スー・パー・ポンに言った。

あっせん業者はほぼ毎週のように彼女の元に訪れた。それから、4か月程経つて、その業者は、彼女がアメリカに必ず来るだろう、との確信を得た。

1995年11月25日、マン・スー・パー・ポンは、空港でそのあっせん業者と会った。その業者は別の男性と一緒にいた。「この人が君のパスポートと就職関係書類を持っているから」とその業者から告げられた。その男性に、彼女と、「もう一人の女性を連れてアメリカに行くことになっている」と言われた。

その業者は彼女に「君は英語を話せないから、すべての会話は君ともう一人の女性に代わって、この人が行うことになる」とも言った。それから、シンガポール、ホンコン経由でタイを出発した。

飛行機がカリフォルニアのサンフランシスコに着陸すると、その男は、マン・スー・パー・ポンに彼女のパスポートを渡した。その時、その男性は彼女に、「パスポートにはキミの本当の名前は載っていないから」と告げ、「キミは、ワルニー・ブリー・サワットという名前で旅行していることになっている」と言った。

マン・スー・パー・ポンは、「自分であることを示す正規のパスポートを下さい」とせがんだ。彼女に同伴したその男性は、「文句を言わずに、このパスポートを使え」と言った。万一、その男性に従わない場合には、「キミとキミの母親の身に何かよからぬことが起きることになるぞ」と脅かした。

彼女はその男性の脅かしに恐ろしくなり、おまけに、英語を話すこと、理解することもできないので、彼の命令に従う他はなかった。

サンフランシスコ国際空港では、その男性は、すべての会話を英語で行なった。入国及び税関手続きを済ませた後、彼女は、サンフランシスコ（オファレル街 888 番地）のアパートに連れていかれた。そして、そこで彼女は、同じアパート内に監禁されているタイやビルマ人たちを見た。

そのアパートで、マン・スー・パー・ポンは、（彼女が「マ」と呼んでいる）その場を監視している別の男性たちに会った。その男性たちは彼女に、万一彼らに従わない場合は母親に危害を加えることになるぞと言った。それ以来、彼女は無給でマッサージパーラー・あやしげなマッサージ治療院のこと・で無理やり働かされた。

彼らに、「6,000 ドルの借金をしているのだから、同じ額を返さなければならない」、と言われた。彼女が、自由にして欲しいこと、タイに戻りたいことを、その男性たちに言うと、「借金を返済するまではここを出ることはできない」と彼らは言った。

1995 年 12 月、マン・スー・パー・ポンは、FBI と出入国及び帰化管理局との合同一斉検挙で逮捕された。そして、彼女は、不法入国及び売春のなどで裁判にかけられ、強制送還を言いわたされた。

マン・スー・パー・ポンは、自分がタイで生まれたのではないこと、実際にはビルマで生まれ、本当の名前が、マン・スー・パー・ポンであって、ソンポーン・スパポンでないことは、彼女にとって生涯を通じて一時も忘れることのない事実なのだが、それを言わされたのは、訴訟手続きの間だけであった。

アジア女性人権評議会は、彼女の弁護士から、「彼女のケースに関しコンサルタントとして活動して欲しい」との依頼を受けた。彼女の弁護士は、彼女がビルマに強制送還されないように、政治的な避難所を捜していた。

1998 年 5 月 29 日、AWHRC マニラ支部のコーディネーターである、ネリア・サンチヨは、彼女の弁護士の招きにより、人身売買に関する専門家の証言者として、「マン・スー・パー・ポンのケースは売春の定義に当てはまり、彼女が犯罪者ではなくて、むしろ、人権侵害の被害者なのである」ということを証明すべく、サンフランシスコ出入国法廷に出頭した。

女性密売買に反対する世界連合 (GAATW) に採用された定義を引用すると、人身売買とは、「暴力もしくは暴力による脅し、権力もしくは支配的立場の悪用、借金のカタ、詐欺及び強制するその他の形態の手段により、仕事もしくは女中奉公を目的に、国内もしくは国境を越えた人材の募集にかかるすべての行為」を言う。

明らかに、マン・スー・パー・ポンのケースには、強制、詐欺、借金のカタ、暴力による脅かしがある。彼女は、自分の仕事に対する報酬に関して、嘘の約束をされて騙されて米国に行くことに合意させられた。米国に合法的に入国することになっていると騙され、その後、ニセの書類を使用するよう強要された。無給での仕事も強要された。彼女のあっせん業者は、自分たちは英語を話せるが、彼女は話せないという優位な立場を利用した。彼女は、行動の自由と、タイに戻るために仕事を辞める権利を奪われた。

AWHRCは、ネリア・サンチョによる供述書の中で、人身売買の被害者として、マン・スー・パー・ポンという人間に対してなされた人権侵害を列挙した。その上で、女性の人身売買について、特にマン・スー・パー・ポンがただ一人の被害者となった、米国北部に行つたアジアの女性についての、広範囲にわたる現象を記述した。

結果、サンフランシスコの出入国管理法廷判事は、現在、マン・スー・パー・ポンに対し、アメリカでの永住資格ビザを認めるものとみられる。

マン・スー・パー・ポンのケースは、人身売買の犠牲となっている、かなり多くの女性たちの宿命の実例である。これらの女性たちの大多数が、南部もしくは第三世界の出身者であり、そして、貧困に陥っている低開発国の国民であるが故に、社会から疎外された人種や、民族集団及び社会の一員であるが故に、さらには女性であるが故に、貧しさと無力さに苦しんでいるのである。



参加者リスト

政府代表

バングラデシュ

女性と子ども問題担当省女性問題局 ジャンティ・サナル法律担当官

カンボジア

女性問題省 エク・ビラク課長補佐

中 国

公安省犯罪調査局調査部対人暴力課 ザング・イミン係長補佐

インドネシア

女性並びに女子労働者役割省 リース・シレガーハ副大臣補

日 本

参議院総務委員会委員長 竹村泰子参議院議員

外務省アジア地域政策課 佐藤 悟課長

ラオス人民民主共和国

ラオス女性連合 カンボーン・ザヤボング副議長

同 ラバン・サウシサン

ミャンマー

社会福祉救済再定住省 社会福祉局 ミント・ティエン次長

ネパール

女性・社会福祉省・女性子ども開発局 ウルミラ・シレスタ特別事務次官

パキスタン

女性開発及び社会福祉特別教育省 ムスターク・アーメッド・カーン企画官

フィリピン

フィリピン女性の役割国内委員会 オローラ・ジャバテ・デ・ディオス委員

スリランカ

女性省 カマラ・ウイックレマシング事務次官

スウェーデン

スウェーデン大使館 インガ・エリクソン、バンコク駐在スエーデン大使

同 ヘンリック・ニルソン二等書記官

タ イ

総理府事務次官室 サイスリー・チャティクル、アドバイザー、上院議員

総理府女性問題委員会 (NCWA) スリワタナ・チャラジャタ事務局長

同 國際協力課 アヌゾーン・インカパエング課長

同 女性権利保護課 コムサン・ベラングシ課長

同 政策・計画アナリスト ジャタラト・ナテウォンソング

ウズベキスタン

女性の開発課・UNDP/女性委員会 ディロバ・カブロバ課長

ベトナム

労働社会問題省 社会悪防止局計画課 ド・ナン・カーン企画官

国連組織

国連子ども基金（UNICEF）ユニセフ子ども保護地域担当官 マーガレット モンシー
国連女性開発基金（UNIFEM） コンサルタント イブリン・サンダラベージュ
国連高等難民弁務官（UNHCR） シニア地域保護担当官 オビ ナオコ
国連国際薬物監視計画（UNDCP） 計画担当官 マリアーピア・デ・パロ
国連HIV/AIDS計画（UNAIDS） 計画担当官 シミズ ミドリ医学博士

専門機関及び関連組織

国際労働機構（ILO） ILOアジア太平洋地域局 堀内光子事務局次長
同 ILO-IPEC担当官 ハンス・バン・デ・グリンド
国連教育科学文化機関（UNESCO） コンサルタント デービッド・フェインゴールド
同 （PROAP） 計画専門官 ビベック・ジェンセン

国際組織

ヨーロッパ協議会（CE） 人権理事会 平等課行政官 ソフィー・ピケ弁護士（フランス）
国際移住機構（IOM） 反人身売買計画開発拠点担当アンダス・ナッドセン（ジュネーブ）
計画担当官 ロッテ・ケジエザー（バンコク）
南アジア地域協力連合（SAARC） 社会開発部長 クンザング・C・ナムゲエル

NGO

アジア女性人権協議会（AWHRC） コーディネータ ネリア・サンチョ（フィリピン）
アジア女性国際移住ネットワーク（ANWIM） 代表 ハミーダ・フセイン（バングラデシュ）
アジア移住調査センター（ARCM） チュラロンコーン大学アジア研究所
研究員 アウンカナ・クモンペッチ（タイ）
アジア女性基金（AWF） 専務理事・事務局長 伊勢桃代
同 運営委員会委員長 橋本ヒロ子（日本）
ネパール子ども及び女性委員会（CWIN） 事務局長 ガウリ・プラードハン（ネパール）

国際人身売買反対連合 (CTW) 代表 オーロラ・デ・ディオス (フィリピン)
カンボジア女性避難センター (CWCC) 所長 チャントール・オウング
子ども買春反対国際キャンペーン (ECPAT) プロジェクトコーディネータ
女性財団 (FW) プロジェクトコーディネータ ウーサ・レウドサンタッド (タイ)
子どもの搾取と闘う連合 (FACE) 事務局長 スダラット・シリワット (タイ)
同 ナイヤナ・スパポン弁護士 (タイ)
女性の人身売買反対国際同盟 (GAATW) 代表 シリポーン・スクロバネック (タイ)
緊急避難センター「SABR」 所長 マブルダ・シリノバ (ウズベキスタン)
北海道草の根連盟 (HGF) 事務局長 柳原昭一郎 (日本)
反差別国際運動 (IMADR) 委員 羽後静子 (日本)
同 事務局 中原美香 (日本)
メコン地域法律センター 弁護士 ピサワット・スコンタパン (タイ)
同 パタマポーン・ブサパツムロング (タイ)
ぶれいす東京 代表 池上千寿子 (日本)
SANLAAP アニンディット・ロイ・チャウドハリー (インド)
ベトナム女性連合 (VWU) 女性研究局専門家 ハ・ティ・ターン・バン (ベトナム)
平和のための女性 (WP) コーディネータ ウイックラム・ダリノナ・デ・シルバ (スリランカ)
雲南子ども発達センター (YCDC) プロジェクト研修長 リ・ジアンミング (中国)

オブザーバー

河原 栄一 バンコック日本大使館 第一書記官兼ESCAP常任日本副代表
宮森 トシミツ 同上
渡辺 ケイコ 同上特別アシスタント
メアリー・リューク 家族計画(FPIA)国際援助 アジア太平洋地域責任者
ジラ・ポティバンサジャーン FPIA アジア太平洋地域副責任者
ジェニー・タンバヤー FPIA計画担当官

ESCAP事務局

アドリアヌス・ムーイ	事務局長
水田加代子	事務局次長兼社会開発部担当
S・タンピ	事務局長特別アシスタント
テルマ・ケイ	社会開発部と開発女性課長
シード・ヌルザマン	同課社会問題担当官
肥沼 ヨウコ	同課専門員

ジョスリン・ヌグ 同課社会問題担当官
堀 ゆきえ 同課社会問題準担当官

メアリー・ベス・スパーロック 同管理部長
ブライアン・W・ヒーズ 同管理部会議総務課長

デビッド・ラザラス 国連情報サービスチーフ

アジア女性基金

松田瑞穂 アジア女性基金今日的の女性人権問題担当部長
間仲智子 同上 総務課
ニコラ・パイパー 同上 コンサルタント

(財) 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)

アジア女性基金は、1995年7月、日本軍が関与して「慰安婦」とされた被害者の癒しがたい苦しみを受け止め、少しでもその苦しみが緩和されるよう力を尽くし行動することが、耐え難い犠牲を強いた日本の責任を表すとの認識から、市民と政府が一体となって発足いたしました。従って、基金の目的の一つは、「慰安婦」制度の被害者への国民的な償い事業です。それは、1) 被害者の方々の苦悩を受け止め、心からの償いを示す事業、2) 国としての率直なお詫びと反省の表明、3) 政府の資金による医療・福祉支援事業、4) 「慰安婦」問題を歴史の教訓とするための事業です。被害者の方々は、長い間沈黙を強いられ、高齢となられた今、償いに残された時間は限られています。そのため、アジア女性基金としては、一刻も早く日本の道義的責任を具体的に表したいという気持ちで、この事業に取り組んでいます。

同時に、女性に対する差別や暴力が「慰安婦」問題を生んだ背景にあるとの認識から、アジア女性基金のもう一つの目的は、今日的問題である女性への暴力あるいは人権侵害に対して、積極的に取り組み、二度と「慰安婦」問題を生まない社会を作る事業です。その活動には

- 女性が今日直面している問題についての国際会議の開催
- 女性の人権問題に様々な角度から取り組んでいる女性の団体への支援活動
- 女性に対する暴力、あるいは、女性に対する人権侵害についての原因と防止に関する調査・研究
- 暴力や人権侵害の被害女性に対するカウンセリングおよび自立支援等があります。

基金の事業や活動についてのお問い合わせ、出版物のリスト等をご希望の方は、下記の住所にご連絡下さい。なお、インターネットでも基金の活動はご覧になれます。

住所: 107-0052 東京都港区赤坂 2-17-42

TEL: 03-3583-9322

FAX: 03-3583-9321

e-mail: dignity@awf.or.jp website: <http://www.awf.or.jp>